

# 第四篇 労働者状態

## 第一統計

### 1 諸官廳直轄工場累年職工數及賃銀

——第四十帝國統計年鑑に依る——

年次	職工人員		職工一日平均一人の給料(錢)	一ヶ年間就業日數		平均一日就業時間	
	男	女		男	女	男	女
明治三十九年度末	一〇八、六三三	二、三三九	五	三三	三二	一〇、六〇、四	
同 四十年末	一〇七、七五三	二〇、四三三	五	三五	三三	一〇、五〇、三	
同 四十一年末	一〇一、三六三	三三、一四五	五	三五	三三	一〇、五〇、三	
同 四十二年末	三六、五三三	二五、三五	六	三〇	三四	一〇、五〇、〇	
同 四十三年末	九七、五三八	二五、五一	七	三六	三四	一〇、七〇、〇	
同 四十四年度末	一〇四、一五九	三〇、二七一	七	三六	三三	一〇、五〇、七	
同 四十五年	九、三五五	二六、三三三	七	三五	三二	一〇、三九、八	
大正元年度末	九、九九二	二九、九九四	六	三〇	三〇	一〇、三〇、〇	
大正二年度末	一〇六、一八四	三三、〇三三	六	三〇	三〇	一〇、三〇、〇	
同 三年度末	一三六、六七五	三七、一六七	七	三三	三三	一〇、一〇、五	
同 四年度末	一三一、三五	三六、三八九	七	三三	三三	一〇、一〇、八	
同 五年度末	一八、三〇〇	三三、三六	七	三三	三三	一〇、一〇、九	
同 六年度末	一三、〇八七	三六、三九	八	三三	三三	一〇、一〇、九	
同 七年度末	一三、四八四	四〇、〇八一	八	三四	三三	一〇、三九、五	
同 八年度末	一三、五〇七	四三、二〇七	八	三四	三三	一〇、〇九、八	
同 九年度末	一三、五〇七	四三、二〇七	八	三四	三三	一〇、〇九、八	

附記 造幣局、逓信省の分は曆年の調査に依り、明治四十一年度に於ける鐵道院海軍省及大正五年度以降の製鐵所鐵道院及大正八年度の專賣局並に製材所に係るものは前年の事實を以て之を補ふ。

労働者状態

### 2

### 諸官廳直轄工場所管別職工數及賃銀

工場	職工人員		職工一日平均一人給料(圓)	一ヶ年間就業日數		平均一日就業時間	
	男	女		男	女	男	女
内閣印刷局	二、二六七	二、〇八一	二、五〇、九六	二五五	二五五	九、〇九、〇	
造幣局	五八四	八一	一、四〇〇、九四	三〇四	二九五	一〇、八二、〇	
大藏省專賣局	七、四四二	二四、五九〇	〇、六〇、四七	三七	三七	一〇、〇一、〇	
計	八、〇三六	二四、六〇一	一、〇九〇、七一	三三一	三〇六	一〇、四一、〇	
東京砲兵工廠	三、三三八	四、〇七六	二、三三、一三	三〇四	三〇四	一〇、〇九、九	
大阪砲兵工廠	八、五五一	一、二九一	一、七九〇、九四	三〇五	三〇四	一〇、〇一、〇	
陸軍被服廠	一、九四四	三、六七二	一、七二一、〇四	三三九	三三九	一〇、〇一、〇	
陸軍糧秣廠	三〇六	二五一	一、七五〇、八七	三三二	三三二	九、九、九	
千住製絨所	五五三	七二一	一、七三一、〇三	三三六	二九一	一〇、〇一、〇	
陸軍衛生材料廠	一〇九	五二〇	一、八九〇、六三	二四三	二三九	一〇、〇九、〇	
計	二四、六三一	九、九一〇	一、六九〇、九七	三〇三	二九五	一〇、〇九、八	
横須賀工廠	二、一三二	六〇六	一、九〇〇、七四	三三六	三三四	一〇、〇一、〇	
吳工廠	三、三三三	一、四二二	一、四七一、一一	三三三	三三七	一〇、〇一、〇	
廣島支廠	五〇二	一〇二	一、三三〇、九四	—	—	—	
佐世保工廠	二、〇六六	五〇二	二、四九〇、九六	二九五	二九五	一〇、〇一、〇	
舞鶴工廠	六、九三三	五三二	二、四二一、二七	三三八	二九八	一〇、〇一、〇	
造兵廠	二、四三三	一九七	二、三六一、三三	三三六	三三六	九、九、〇	
火藥廠	九三三	一一五	一、八四〇、八六	三三〇	三三〇	一〇、〇一、〇	
燃料廠	四、三三七	一、八七九	二、五三一、八六	三三三	三三三	一〇、〇一、〇	
大湊要港部	一九二	—	一、八九	—	—	—	
修理工場	三九八	二一	一、九〇、三三	三三三	三三五	一〇、〇一、〇	
馬公修理工場	三九七	—	二、〇九〇、九七	三三五	三三五	一〇、〇一、〇	
旅順修理工場	二六〇	—	二、〇四	—	—	—	
鎮海修理工場	六、九三三	五、二九二	二、七二一、〇七	三三一	二九一	一〇、〇一、〇	
計	六、九三三	五、二九二	二、七二一、〇七	三三一	二九一	一〇、〇一、〇	

六三

農商務省	製鐵所	一五、三三四	一、〇五一、九八〇、九七	三〇五	三〇五二、〇二一、〇
	製材所	一八三	三三一、三八〇、六六	二六八	二六八二〇、五二〇、五
	計	一五、五二七	一、〇四一、六六〇、七九	二八七	二八七二〇、八二〇、八
遞信省	經理局製機及活版工場並航路標識管理所	二〇四	一九二、二〇、七八	三四三	三四三九、一九、一

鐵道省工場 一三、八六九 二五〇、八五〇、五五 三三三 三三三二、〇二一、〇  
 計 一三三、五七四、二七二、五九〇、八三 三三三 三三三二〇、〇九、八  
 附記 海軍省の横須賀工廠及火藥廠は調査未詳に依り前年の事實を以て之を補ふ。

### 3 私營工場累年職工數及賃銀

(職工徒弟を並算し十人以上を有する工場)

年次	平均一日使用人員		職工一人一日の賃金(錢)		一ヶ年間平均一日就業時間	平均一日使用職工百中	
	男	女	男	女		男	女
明治三十九年	二四三、九四四	三六九、三三三	四三	二〇	二九	四〇	六〇
同 四十年	二五七、三五六	三八五、九三六	四六	二三	二九	四〇	六〇
同 四十一年	二四八、七五一	四〇〇、九二五	五〇	二四	二九	三九	六三
同 四十二年	二四〇、八六四	四五一、三五七	四九	二四	二九	三五	六三
同 四十三年	二七四、五八七	四四二、五七四	五〇	二四	二九	三八	六三
同 四十四年	三一七、三八八	四七六、四九七	五二	二五	二九	四〇	六〇
大正元年	三三八、三三〇	五一五、二二七	五三	二六	三〇	四〇	六〇
同 二年	三七五、五九六	五〇〇、六五六	五三	二七	三〇	四一	五九
同 三年	三二八、六六七	五三五、二九七	五四	二六	三〇	三七	六三
同 四年	三五〇、九七六	五五九、八三三	五四	二六	二九	三七	六三
同 五年	四五八、六三三	六三六、六六九	五七	二六	二九	三七	六三
同 六年	五六七、八四四	七三三、三三〇	五七	二六	二九	三七	六三
同 七年	六四六、一二五	七六三、〇八二	五七	二六	二九	三七	六三
同 八年	七〇六、〇七四	八四三、三九二	五七	二六	二九	三七	六三

附記 明治四十二年、大正三年及び大正八年は明治四十二年十一月農商務省令五十九號に依り「直接作業に従事する者平均一日五人以上を使用する工場」を調査し其中より十人以上を使用する工場を抽出したる結果なり、大正八年は五人以上を使用する工場をも包含する。職工賃銀の中大正四年以降は年齢標準を男女職工共十五歳以上十五歳未満に變更されて居る。

私營工場業態別累年職工數 (職工徒弟を通算し十人以上を有する工場)

工場の種類	大正八年		大正七年		同六年		同五年		同四年	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
	製絲業	二〇、一七〇	二六七、二六七	二八七、四三七	三二一、二一九	三〇五、三〇一	二四八、四九四	三三、八〇三		
紡績業	四七、二五五	一五六、九四三	二〇四、一九七	一七二、二八三	一四三、六七九	一四〇、〇六三	一三〇、五二八			
擦絲業	四、四五三	二二、四六七	一六、九一九	一一、八二四	九、七六九	八、六五三	七、九八八			
眞綿製造業	一、六六八	二、四九九	四、一六七	六三	一、〇六〇	一三二	一四			
製綿業	一、八七五	二、八五六	四、七三三	三、五三四	三、一七二	三、四七五	二、四七七			
織物業	五〇、九九四	二二二、三三〇	三三三、六四四	三三二、九九四	二〇七、八八一	一九三、九一五	一六五、三三二			
染色整理其の他の加工業	一九、九七六	四、二八五	二四、二六一	一九、四三八	一一、八五一	一五、〇三三	三三、〇三四			
組物編物業	六、三三三	二二、九二二	一九、二三四	二五、〇七三	二二、一八九	二七、一六七	三三、四三一			
刺繡業	一八〇	六〇七	七八七	六八二	四五三	七三〇	四四六			
雜業	九六三	三、〇七八	四、〇四〇	二、六八六	六、二六五	一、七八八	二、五四九			
合計	一五三、八四五	六八五、五〇四	八三九、三三九	七七七、六五四	七三三、六三〇	六三九、四三八	五六一、六三一			
機械製造業	六〇、〇一七	二、五三三	六三、五四〇	六三、二四〇	四一、九〇七	三、四二五	三三、六三三			
船舶車輛製造業	九五、五四四	一、六四三	九七、一五六	二二、七八五	一〇三、七六五	五五、七七三	四〇、五八一			
器具製造業	三三、四三三	四、四一〇	二七、八四三	三三、八五八	二八、四二四	二四、四二二	一六、四三一			
金屬品製造業	四九、一五三	七、六九六	五六、八四八	八三、〇三三	四八、二七〇	三五、〇四三	二四、六三三			
合計	二三八、一五五	一六、二七一	二四四、三八六	二九〇、九〇六	二三三、三六六	一四九、四七七	一〇五、二六七			
窯業	五六、九三七	二二、九五八	六九、八九五	六〇、八二三	五四、二三四	四八、五九四	三四、三三九			
製絲業	一八、六六〇	一〇、五〇〇	二九、一六〇	二四、三〇三	三三、〇五一	一八、〇五七	一五、〇三一			
漆器業	六〇七	八九	六九六	五八四	六三一	五三四	三六九			
製皮及毛皮精製業	一、三三五	三八	一、三六三	一、六二七	七三〇	一、八三一	一、八一			
發火物製造業	五、五二二	一三、六〇八	一九、一三〇	一九、九六七	二二、四八二	二二、八八三	一九、一六九			
製油及製蠟業	四、五二八	七九	五、三二七	六、〇四七	五、三〇五	四、六五一	三、四七八			
製藥業	九、九七八	三、六六七	一三、六四五	一九、二二〇	一五、三八六	二二、一〇七	六、五三三			
護謨製造業	六、四七一	三、四三三	九、九〇三	八、七〇三	六、〇七〇	五、三九八	四、五五六			
化粧品製造業	三五九	一、二五〇	一、六〇九	一、三五四	一、三六〇	一、二一五	一、〇八一			

労働者状態





總計 三三、〇六四 一、三三二 三三、一八五 七、二八九 二七、七〇九 三三、三三八 九、四七五  
 計 七〇六、〇七四 八四、三九三 一、五三、四六六 一、四〇九、一九六 一、二八〇、九六四 一、〇九五、三〇一 九二〇、七九九

5 私營工場府縣別業態別職工數 (職工徒弟を通算し十人以上を有する工場)

府縣別	業態別					總數
	染色工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	
東京府	五六、六五五	五六、一五五	二六、一四九	七、五三五	二八、五八九	一七七、五三〇
京都府	三六、二七三	四、八九一	二、四七六	五、八二四	三、二九七	五三、〇六七
大阪府	一〇八、二七一	五一、四三三	三〇、七八七	六、三六七	二一、一六七	三三、〇〇七
神奈川縣	三三、二九六	二六、二八六	四、四八五	三、〇七八	三、七七八	三、二五八
兵庫縣	四八、八六〇	四五、五四八	三三、〇三五	一八、三三三	二、三六九	四、〇五五
長崎縣	二、九二二	一、八八一	一、四一六	一、三六三	一、一四一	一三四
新潟縣	三三、一五六	二、三三三	一、五六六	二、三〇八	一、九四一	三六
埼玉縣	三三、三七七	一、五五六	一、〇八八	一、一九六	一、六六〇	一
群馬縣	四一、一四八	六七四	五〇三	一、五八八	五二五	七八
千葉縣	一、九九五	三九三	六一九	四、八六三	二、〇六九	八三
茨城縣	四、一三九	二、三三三	四三六	一、二六八	四七九	四九
栃木縣	九、七五九	八四八	一、二六五	一、三三六	九〇七	一〇〇
奈良縣	八、〇六九	一一二	二八六	一、五九四	一、一六〇	一四
三重縣	二二、九六一	三、五五九	一、五三五	一、七八二	三、一〇七	二九
愛知縣	九三、六七一	一〇、五九七	一四、六二七	四、八二四	七、九〇三	四七八
静岡県	三三、五九	二、三九一	五、五三一	四、四三七	四、四三五	二二〇
山梨縣	一四、一三三	—	八四	一〇三	一九一	一四七
滋賀縣	八、九三四	二三四	九一〇	七六七	三九三	二七
岐阜縣	二二、九九九	二二九	二、四三三	六四三	八八二	一九五
長野縣	八五、八六九	二五四	五七五	六四二	六四八	一七一
宮城縣	五、一五八	三四二	五四九	二、五四〇	一、三三五	三三
福島縣	一五、六三六	三七〇	一、七四四	三三七	七八三	三三三
巖手縣	三八七	四八〇	二二九	五四九	九二〇	三九

勞働者狀態

北	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	鳥	富	石	福	秋	山	青
海	繩	兒	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	歌	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森
道	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
	一、三九七	三三二	一五、〇三四	二、八七七	四、五三〇	三、二一〇	八、一八九	二、八九三	三、九三六	二四、一五六	二、四八五	八、四〇六	一七、八四三	二、三三七	一三、三四三	二六、七三二	四、九三三	六、六六六	一五、五四九	二四、六六八	五二九	一五、一六〇	一七三
	五、五六三	五四	三八二	七	五三五	一、八四五	三四七	一〇、五〇七	三三一	三五三	四四七	五二八	六四六	二、七〇四	一一、五〇五	三、六四三	六〇一	一、三三六	一、三六九	四七二	四六	三五〇	一四八
	五、七四五	四〇	三四七	七九	六、六四九	二、八六九	一、〇七四	一一、八六二	五、四五五	二、八八四	二、〇九八	八五一	一、三五五	三、九七〇	二、九一九	二、七四六	一、三三五	七三六	二、一四八	一、五六九	三四	三三二	二二七
	九、七六三	七六九	六二九	三九	一、二九九	一、二九八	三四四	四、五〇三	五	八九六	一、四二二	一三四	六〇七	七五八	二、一〇三	一、二五五	六七八	二六九	九六二	六三三	八三六	一、〇一〇	四一五
	九、〇八一	四五八	六六九	六八〇	一、一三四	三七七	七九七	四、三六八	九二四	八四六	二、二五四	二、三二四	二、九五七	一、一〇三	三、三八〇	二、七二一	五二六	三四〇	一、一三一	二、一四七	二、八四〇	九四六	七九六
	二二〇	四	六	六	五	一	二	五、四二一	一	一三	三〇八	二	四	六二八	七八九	一、二三五	二九六	二八一	二五七	一八	一四	六〇	二二
	三、七六九	一、六七六	一七、〇八七	三、七五〇	一四、二〇三	九、五四九	一〇、七六三	四六、五四三	一一、三六一	二九、二四七	九、〇〇四	一三、三六	三三、四一	一一、四九〇	三三、〇三七	三八、二三四	五、五六五	六、八七九	一一、三五〇	二二、一三三	二七、九二二	五、〇〇五	一七、八七六

6 各種賃銀指數

(本表の指數は最高、普通、最低の三種中普通賃金に依る)



年次 明治三十三年 同三十六年 同四一年 大正二年 同三年 同四年 同五年 同六年 同七年 同八年

労働者状態	農事に関するもの										衣服身装品の に關するもの										飲食物に關 するもの										
	農作年雇 女	農作年雇 男	農作日雇 女	農作日雇 男	養蠶職 女	養蠶職 男	蠶絲繰 女	蠶絲繰 男	植木職 女	植木職 男	漁夫	機織職 女	機織職 男	染物職	綿打職	和服仕立職	洋服仕立職	袋物職	下駄職	靴職	醬油製造職	杜氏	菓子製造職	煙草刻職	米搗職	大工職	左官職	石工職	木挽職		
	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	118,200	118,000	123,300	100,000	103,200	100,000	100,000	107,800	94,900	103,000	95,000	113,800	108,100	120,500	120,000	96,600	120,000	105,000	114,900	114,100	85,200	120,000	123,200	113,300	119,300	113,000	111,500	109,400	119,400	114,900	115,000
	143,900	150,900	130,000	121,100	135,500	142,100	125,000	135,500	130,800	133,300	120,000	158,600	133,400	138,500	130,500	130,500	144,700	137,500	134,000	143,400	136,600	130,000	134,900	120,000	150,000	155,600	157,400	147,200	147,200	160,400	143,000
	161,500	192,100	153,300	152,600	161,300	147,400	165,000	166,700	151,200	166,400	140,000	172,400	154,100	164,100	149,200	149,200	150,000	150,000	151,100	175,700	158,000	146,700	153,500	100,000	163,000	173,200	165,600	160,400	160,400	158,500	167,800
	167,800	188,600	156,700	157,900	161,300	147,700	175,000	163,700	153,800	169,400	145,000	175,900	145,900	161,500	142,400	142,400	145,500	145,500	153,200	174,500	158,800	148,500	162,300	136,600	159,300	164,800	165,600	158,500	167,800	178,800	167,800
	167,200	190,700	153,300	152,600	161,300	148,400	165,000	162,700	151,200	166,700	142,100	179,400	150,000	179,300	127,000	176,900	142,400	143,200	147,500	155,300	185,700	166,300	156,700	160,500	156,600	157,400	160,700	156,600	167,200	178,900	167,200
	163,000	178,900	160,000	157,900	151,600	147,400	155,000	166,700	146,200	166,700	144,500	184,500	160,000	182,800	140,500	176,900	147,500	156,800	152,500	159,600	195,800	166,100	160,000	158,100	156,700	157,400	163,900	158,500	163,000	178,900	163,000
	184,900	204,700	186,700	178,900	167,700	178,900	180,000	188,200	156,400	175,800	175,800	175,800	170,000	200,000	167,600	202,600	164,400	195,400	177,500	191,500	219,000	173,800	176,700	174,400	183,300	177,800	182,000	186,800	186,800	184,900	184,900
	217,300	275,400	250,000	247,400	233,300	222,100	215,000	251,000	197,400	239,400	225,000	263,100	221,400	251,400	224,800	205,100	205,100	250,000	245,000	242,600	278,900	231,400	236,700	211,600	220,300	240,700	244,300	258,500	258,500	277,300	388,700
	388,700	436,500	396,700	389,500	390,300	400,000	330,000	358,800	238,400	372,700	340,000	340,000	362,100	343,700	338,500	266,100	266,100	356,800	365,000	334,000	398,200	331,600	333,300	286,000	380,000	340,700	353,700	358,500	358,500	388,700	388,700

建築に關するもの		器具製造に關するもの										雜類												
家根職	瓦葺職	煉瓦積職	煉瓦製造職	船大工職	疊刺職	建築具職	經師職	指物職	桶職	車製造職	馬具職	塗師職	鋳物職	鑄冶職	鍛冶職	陶器職	漆搔職	油絞職	紙漉職	活版植字職	版摺職	日雇人職	下男職	下女職
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
111,800	110,200	117,500	115,600	108,900	108,500	109,800	113,000	108,000	109,300	104,300	127,700	103,100	119,000	112,800	108,300	110,500	115,600	113,900	106,300	117,100	105,900	108,100	100,000	109,000
154,900	164,400	168,300	164,400	148,200	157,400	152,900	148,000	142,000	133,600	142,600	144,700	147,600	140,400	141,700	141,700	147,400	144,400	137,500	145,700	138,200	143,200	175,600	181,400	181,400
174,500	178,000	173,000	168,900	166,100	170,200	163,700	158,000	168,000	163,800	159,600	153,200	159,500	155,300	152,100	152,100	178,900	166,700	166,700	150,000	155,900	155,900	175,900	191,700	191,700
170,600	176,300	166,700	166,700	164,300	166,000	160,800	152,000	160,000	160,500	155,300	159,600	154,700	157,400	151,200	151,200	168,400	169,400	169,400	150,600	162,800	162,800	170,400	189,100	189,100
168,600	171,200	166,700	164,400	153,600	168,100	151,000	158,000	154,000	158,100	153,200	146,800	148,900	143,300	143,300	173,700	173,700	163,900	140,600	174,300	162,800	148,600	200,600	200,600	200,600
176,000	173,900	169,800	166,700	171,400	168,100	153,900	160,000	160,000	160,500	151,100	161,700	164,300	159,600	156,300	156,300	178,900	173,200	173,200	150,000	180,000	164,700	190,400	233,200	233,200
190,200	191,500	193,600	186,700	223,500	187,200	173,500	184,000	176,000	176,700	200,000	187,200	197,600	183,000	189,600	194,700	194,700	202,800	171,900	194,300	179,400	189,200	337,200	337,200	337,200
264,700	267,800	255,600	246,700	300,000	238,300	243,100	233,000	244,000	237,200	240,400	238,300	273,800	246,800	243,800	236,800	236,800	261,100	235,000	234,300	233,500	259,500	333,600	333,600	333,600
370,600	351,900	360,300	360,000	391,100	338,300	345,100	334,000	360,000	341,800	331,900	338,300	359,600	347,900	347,900	365,800	365,800	401,800	331,300	332,900	347,100	386,500	438,100	438,100	438,100

7 最近十八年間の紡績職工數及平均賃銀



年次	紡績工場				織布工場(紡績兼營)				
	男工	女工	計	賃金	男工	女工	計	賃金	
明治三十六年	一四、三九五	五九、三三六	七三、六三一	三、三六	六、五七	四、二五三	四、九二〇	三、六八	二、三五
同 三十七年	一一、四五一	五〇、三三〇	六一、七七一	三、三六	六、六三	四、七三六	五、四三六	三、六八	二、三九
同 三十八年	一三、八二二	五八、六四四	七二、四六六	三、四六	九、八九	六、八四七	七、八三六	三、八四	二、五五
同 三十九年	一四、四九六	六二、二七八	七五、七七四	三、六五	一、二四八	七、九七七	九、一八五	三、九三	二、五九
同 四十年	一五、三三二	六四、三七七	七九、六一九	三、九三	一、二四八	八、七七七	一〇、二五三	四、〇〇	二、七七
同 四十一年	一五、〇四九	五九、一五四	七四、二〇三	四、一〇	一、三三五	八、六八三	一〇、一六七	四、〇八	二、九四
同 四十二年	一六、八四四	六六、六四四	八三、五〇八	四、三五	一、八七一	一、四九六	一三、三六七	四、五〇	三、〇四
同 四十三年	一八、二六六	七五、六四四	九三、八八〇	四、三四	二、四八六	二、三〇四	一六、〇九〇	四、五九	三、〇五
同 四十四年	一七、六六八	七四、八六八	九二、四九六	四、五〇	二、六五六	一七、一三三	一九、七八九	四、七一	三、三五
大正元年	一八、四二一	八〇、七七九	九八、二〇〇	四、六七	二、七九五	一八、〇〇六	二〇、八〇一	五、〇三	三、四九
同 二年	一九、七〇七	八八、〇三八	一〇七、七四五	四、八五	三、二九八	二、九五六	二五、二五四	五、三〇	三、六三
同 三年	二三、一三三	九二、二五一	一一四、四一四	四、九一	三、五九八	三、四九九	二六、〇三八	五、五〇	三、六九
同 四年	二三、六七四	九三、五〇〇	一一五、一七四	四、九五	三、四七七	三、三三〇	二六、四七七	五、五五	三、七四
同 五年	二三、八四五	九七、二七九	一二一、一三四	四、〇〇	三、三三三	三、二四五	二六、九八二	五、三四	四、〇七
同 六年	二五、五一八	九七、六四八	一二三、一六六	四、五五	三、三三三	二四、四三四	二八、七六七	五、八三	四、四三
同 七年	二六、七九〇	九五、〇六九	一二一、八五九	六、六六	四、三三	二九、七三三	三五、二四五	七、三二	五、三一
同 八年	三〇、九三三	一〇一、三九九	一三二、八三九	一、二一六	七、六三三	三七、〇四〇	四四、六七五	一、一三三	八、八九
同 九年	三三、九六六	一〇九、七八三	一四三、七四八	一、五六七	八、〇五五	三九、〇四八	四七、〇五三	一、五七三	一、二七四

附記 本統計は大日本紡績聯合會の調査によつたものである。

## 第二 労働時間問題

### 概説

大正十年は前年の如く労働時間短縮に就ての要求運動の神聽を惹くに足るものがない。その證據には労働者側から労働時間短縮の企圖がさうであつた。事實に於ては或種の紡績工場、造船工場等に時間の短縮が行はれた例が頻々として擧げられるが、それは却て營業上の都合より來た結果である場合が大半であつた。月頃までは各地に労働時間延長の聲さへ聞



つたと断ずるのではないが、労働時間制に就ても労働者側が好景氣時代に反し、一轉して防禦的地位に陥つた事は争はれぬ大勢である。以下本年の傾向を推するに足るべき若干の例を掲げる。

### 一 造船及機械工業に於ける時間短縮

#### 川崎造船所の八時間制實施

神戸市川崎造船所は大正九年十月から殘業附八時間労働制を採用して居たが其後工場内一帯の準備整頓と財界不振とによつて豫ての聲明通り本年一月五日の仕事始めから斷然殘業を廢止して午前七時半就業正午三十分間休憩午後四時終業なる完全な八時間制を實行するに至つた。之れによつて同社三萬の職工は平均月收七十圓に對し約一割半減收を餘儀なくせられた。然し會社側の調査する處によると出勤率は爲めに一割以上二割近くも高まつたと云ふ。

#### 横須賀海軍工廠の夜業全廢

四月一日より止むを得ざる者の外は夜業

を全廢することに決定實施した之と同時に晝飯時間も從來十一時半から正午迄の間であつたのを正午から零時半迄の三十分に変更した當局は語る

夜業廢止と云つて大した理由もないが今日では職工も澤山入つて来たから夜業しないでも仕事に差支ないし一つは經濟から来たことである此の結果職工の收入には勿論影響する即ち彼等の日給を平均二圓とし毎日夜業を二時間宛、一ヶ月二十五日とするに五十時間だから一人當り十圓位宛減收するが物價も下つて来てゐるのだから生活に困るとは思はぬ云々

#### 砲兵工廠(東京)の時間短縮

四月一日から從來の臨時手当を全廢し同時に就業を短縮するとの事に二萬の職工は大に動搖し小石川労働會でも其對策を攻究中であつたが同日「臨時手当は從來の儘、就業時間のみ十時間を九時間に短縮する」旨發表した、右に就き當局は語る「臨時手当は、今後に於ても減少する考は毫もない、就業時間が一時間短縮されたので職工は全収入の約一割減る事になるが、併し從來は仕事がないので十時間と云つても閑であつたが之れからは時間を短縮した代りに仕事

が十分行き渡るから全力を注いで働くなら一割の減收は見ずに濟むだらう、つまり時間を短縮されただけ利益になるわけである、當局としてもなるだけ仕事を澤山渡し手当の減じないやうにする考である」。

#### 木下鐵工所の六時間制

(兵庫縣明石郡大明石村)

百二十名の職工を使用して居たが財界不振のため從來の一日十時間労働を六時間になす旨二月七日發表した、其のために職工は賃銀が四割減となるので生活不可能になると通勸するものがなく一時休業状態に陥つた。

#### 浦賀船渠會社の九時間制

(神奈川縣下)

事業整理の必要上職工の賃銀を据置とし勤務時間八時間制度を九時間制度に延長する事にした。尤も従前の八時間制は原則のみで實際は九時間乃至九時間半働き、時間外労働は割増手当の支給を受けて居たが、今度から九時間を原則とするに至つたのだから割増手当は消滅した譯である。



## 二 紡績業に於ける夜業廢止

### 佐賀紡績の夜業廢止(佐賀縣)

四月一日より工場全部を擧げて夜業廢止を實行した。紡績業の特長として晝夜兼業

と云ふ事は内外共に其揆を一にしてゐたが國際勞働會議の結果大正十二年七月から各工場に渡つて殘業廢止の運命になつて居るのだが紡績會社にして大阪の合同紡績會社今宮工場に於て試験的に行つて居る外我國に於て此殘業を廢止したものはなかつたから佐賀紡績會社の殘業廢止は我國紡績界の一新レコードをなすものである。しかし之れがため現在の十時間勞働を十一時間勞働に延長する事となつてゐる。

### 合同紡績の夜業廢止試験

工業勞働法施行後の深夜業廢止に對する準備として三月十六日から大阪市内今宮工場に於て深夜業廢止晝間十時間一交替制を採用して其成績を試験する事となつた。尙和泉紡績、福山燃絲兩社でも同様夜業廢止晝間十時間制の成績を試験中である。

## 三 勞働時間調査及公休日の

### 統一

#### 兵庫縣西宮町在工場の勞働時間

兵庫縣武庫郡西宮町警察署に於て管内八十一工場の職工定休日、就業時間、休憩時間等に就き二回調査したる處によると、定休日は毎月一、十五日の二日間と云ふのが多く、其他舊慣によつて盆、正月、大祭、祝日、地方祭等には殆んど全部休業して居る。就業時間は毎日十時間制と十二時間制とが相伯仲し休憩時間は午前午後各十五分と正午三十分合計一時間なるものが一番多い。今重なる工場の就業時間を掲げると次の如くである。

工場名	就業時間	休憩時間	休日數
内外綿紡織	一二時	六〇分	月四回
毛絲紡織	一二	六〇	四
鈴木製油	一〇	六〇	二
帝國油脂	一二	六〇	二
時計硝子	九・五	六〇	二
山村製蠶	一〇	六〇	二
乾鐵線	一二	六〇	二

工場名	就業時間	休憩時間	休日數
ソーパー石鹼	一〇	六〇	各日曜
日本絹紡	一二	六〇	各日曜
惠比壽印刷	一〇	六〇	各日曜
攝津ゴム	一〇	六〇	各日曜
辰馬壘詰	九	六〇	二
森島手袋	九	六〇	二

### 静岡縣の公休日統一計畫

静岡縣下各種工場の公休日は從來使用動力の關係上大部分毎月一日、十五日の二日であつたが縣下工場懇談會に於ても公休日を最有意義ならしめむとする意見出で結局一致して公休日を統一し第一、第三の日曜日に變更するととなり縣下の電氣業者に公休日變更に就ての交渉を開始したが、早川電力株式會社(營業所濱松市)は既に承諾して七月一日より實施することゝなつた。

### 和歌山縣の公休日統一

六月、和歌山縣社會課主催の工場職員協議會の第一問題たる「一日、十五日の公休日」を第一、第三の兩日曜日に變更するの件は協議の結果滿場一致にて可決した。しかし動力供給の關係上、縣下電氣會社へ交渉



する要あるを以て其の事も併せて決議する處があつた。

### 第三 労働賃銀

#### 概説

本年度に於ける労働賃銀の趨勢を見るに、諸物價の低落、頻々と傳はる事業界の不振の聲と共に、之れに伴れて、五月頃までは漸落し、殊に地方に於ては諸種の「職人」の工賃が資本家側の組合と労働者側の組合との協議の形式によつて引下げられたものが各地に多數あつた。其れは殆んど全國的であつたらう。然るに一方工場労働者の賃銀は賃銀自身としては、さして低落を見なかつたが、従來種々の名目にて與へられてゐた給與金が廢せられ、又は殘業の廢止に依る割増金が消滅する等、労働者の收入の低減したとは争はれなかつた。然るに四五月頃より物價が漸騰し殊に、九、十、二ヶ月は飛躍的に騰貴したので、従つて賃銀も騰貴し今春値下げを實行したものが秋に入つて再び復舊したものが尠くなかつた。

只機業職工は秋に入り事業が不振に陥り、夫つれに伴て賃銀の低落著しく折柄の物價騰貴に其悲惨さ眼にも當てられない有様であつた。

左に大體の動きを知るために大阪市社會部の調査した今年中に於ける大阪市の賃銀指數を示して参考に供しよう、

賃銀指數	食料品市價指數
大正九年四月	一〇〇
大正十年一月	一〇二
同 二月	一〇二
同 三月	一〇三
同 四月	一〇二
同 五月	一〇一
同 六月	一〇三
同 七月	一〇五
同 八月	一〇七
同 九月	一〇七
同 十月	一〇八
同 十一月	一〇九

#### 六工業中心地の賃銀

イ 東京に於ける労働賃銀

(大正十年十月調)

\*は賄料を賃銀中に加算せるものなり

職名	普通	最高	最低	前月基準指數
製糸女工*	一・二五	一・七五	一・七五	一〇四・五
綿糸紡績(精紡)女工*	一・〇八	一・六六	一・六六	一〇三・九
絹擦糸女工*	一・二七	一・八三	一・八三	一〇〇・〇
機織女工(絹手機)	三・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	一〇〇・〇
莫大小編(男工)	一・六〇	二・二一	一・〇〇	一〇〇・〇
莫大小編(女工)	一・〇六	一・四四	一・〇四	一〇〇・〇
旋盤工	三・三四	四・二七	一・七三	一一九・二
仕上工	三・二四	六・五五	二・五七	六六・四
木型工	三・〇〇	三・五八	二・二五	九五・五
鑄造工	三・二七	四・二七	一・五九	一〇五・八
鍛冶工	二・九四	三・三四	二・九四	九六・七
陶器轆轤工	二・二〇	三・〇〇	二・〇〇	一〇〇・〇
硝子製造(硝子吹)工	三・四〇	四・二〇	三・二〇	一〇〇・〇
セメント製造工	二・三三	四・二〇	一・八三	一〇〇・四
煉瓦製造(型)工	一・四三	一・八八	一・二六	一〇二・一
瓦製造(型)工	二・五五	二・七五	二・五五	一〇〇・八
和紙製造工	一・三〇	一・五〇	一・〇〇	一〇〇・〇
洋紙製造工	一・五五	二・〇三	一・〇六	一〇〇・〇
漆器工(塗師)	三・〇〇	三・三〇	二・七〇	一一一・一
機寸製造工(男工)	二・一〇	二・一〇	一・八五	一一〇・五
機寸製造工(女工)	一・九五	一・九五	一・五五	一一八・七
榨油工	一・五〇	二・五〇	一・三〇	一〇〇・〇
製藥工(工業藥)	二・四九	二・四九	一・六六	一〇一・五
清酒醸造工*	一・五〇	一・八〇	一・四〇	一〇〇・〇
醬油醸造工*	一・四〇	二・〇〇	一・三〇	一〇〇・〇
精製糖工	一・六〇	二・〇三	一・二五	一〇八・一
製粉工(小麥)	一・八二	二・二七	一・四四	一〇〇・〇
和菓子工(月給)*	五・〇〇	七・五〇	四・〇〇	一一一・一





日本勞働年鑑

八 神戸勞働賃銀表(大正十年十月)

日雇人夫	二・二〇〇	一・一〇〇
仲燈仕	二・八〇〇	一・四〇〇
電信工夫	一・九八〇	九一〇
通信工夫	一・四〇〇	九二〇
電鐵工夫	一・九五〇	一〇五〇
綿糸紡績(精紡)	一・五八〇	
機織女工(綿織)	一・五三〇	
莫大小編(男)	一・九〇〇	
同(女)	七二〇	
旋盤工	二・二二〇	
仕上工	二・三二〇	
木型工	二・二九〇	
鑄造工	二・三〇〇	
鍛冶工	二・三〇〇	
和紙製造工	一・四〇〇	
洋紙製造工	二・〇〇〇	
漆器(塗師)	三・二〇〇	
燐寸製造工(男)	一・八五〇	
燐寸製造工(女)	七二〇	
搾油工	一・七〇〇	
製藥(工業藥品)工	一・五三〇	
釀造工(清酒)	一・八五〇	
精製糖工	一・六五〇	
製粉(小麥)工	一・五〇〇	
製材(機械挽)工	二・六五〇	
製網工	一・六〇〇	
製本工	二・八〇〇	
活版植字工	二・九〇〇	

二 名古屋勞働賃金表(大正十年十月)

大工	三・二〇〇	最低
左官	三・六〇〇	最低
石工	四・六〇〇	最低
ベシキ塗工	三・一〇〇	最低
瓦葺工	四・四〇〇	最低
指物工	二・〇〇〇	最低
下駄工	二・一〇〇	最低
靴仕立工	三・三〇〇	最低
洋服仕立工	二・七五〇	最低
職業名		
製糸(女工)	一・二六〇	普通
絹擦絲(女工)	一・九〇	最高
紡績(女)	一・四〇	最高
紡績(男)	一・七〇	最高
染物	一・九〇	最高
製綿(女)	一・〇〇	最高
製綿(男)	一・一〇	最高
莫大小編(女)	一・七〇	最高
莫大小編(男)	一・七〇	最高
同裁縫(女)	一・七〇	最高
同裁縫(男)	一・七〇	最高
旋盤工	四・一五〇	最高
仕上工	三・七四〇	最高
木型工	三・三〇	最高
鑄造工	二・七〇	最高
鍛冶工	二・七五	最高
製罐工	四・八三	最高
時計製造工	一・五〇	最高

電球製造工(女)	一・八〇〇	二・二〇〇	一・五〇
鎊工	一・八〇	二・三〇	一・二〇
陶器轆轤(女)	一・六〇	二・四〇	一・三〇
陶器轆轤(男)	一・六〇	二・四〇	一・三〇
硝子製造(女)	一・六〇	二・四〇	一・三〇
硝子製造(男)	一・六〇	二・四〇	一・三〇
煉瓦製造	一・五〇	二・三〇	一・二〇
セメント製造(女)	一・九〇	二・四〇	一・三〇
セメント製造(男)	一・九〇	二・四〇	一・三〇
燐寸製造(女)	一・八〇	二・三〇	一・二〇
燐寸製造(男)	一・八〇	二・三〇	一・二〇
石鹼製造(女)	一・九〇	二・四〇	一・三〇
石鹼製造(男)	一・九〇	二・四〇	一・三〇
搾油(女)	一・八五	二・三〇	一・二五
搾油(男)	一・八五	二・三〇	一・二五
塗師	一・二八	一・九〇	一・〇〇
曹達製造	一・八六	二・七三	一・一〇
製粉	一・九五	二・六五	一・二〇
味噌醬油製造	二・二〇	二・六五	一・一〇
精製糖製造	一・三〇	二・六五	一・一〇
菓子製造(女)	一・七三	二・八〇	一・一〇
菓子製造(男)	一・七三	二・八〇	一・一〇
罐詰製造(女)	一・八〇	二・六〇	一・一〇
罐詰製造(男)	一・八〇	二・六〇	一・一〇
刻煙草(女)	一・二〇	一・三〇	一・〇〇
刻煙草(男)	一・二〇	一・三〇	一・〇〇
卷煙草(女)	一・一〇	一・二〇	一・〇〇
卷煙草(男)	一・一〇	一・二〇	一・〇〇
印刷(植字)	一・七〇	二・二〇	一・一〇
印刷(文選)	一・七〇	二・二〇	一・一〇
洋服仕立	三・〇〇	四・〇〇	一・五〇
經師	三・〇〇	四・〇〇	一・五〇





瓦葺工	二・七〇	三・〇〇	二・五〇
屋根葺工	二・七〇	三・〇〇	二・五〇
建具工	二・八〇	三・〇〇	二・五〇
指物工	二・二〇	二・四〇	二・〇〇
疊工	二・三〇	二・五〇	二・〇〇
植木職	三・〇〇	三・五〇	二・五〇
船大工	二・六〇	二・八〇	二・三〇
製材工	二・五〇	二・八〇	二・三〇
樽工	三・〇〇	三・四〇	二・七〇
下駄工	一・八〇	二・三〇	一・四〇
靴工	一・八〇	二・二〇	一・五〇
仲仕	三・二〇	三・九〇	二・六〇
郵便集配人	一・三〇	二・〇八	一・〇七
電車車掌	一・三〇	二・〇八	一・五〇
同運轉手	一・九〇	二・五三	一・五〇
電車工	二・〇五	三・〇三	一・〇二

最近三年間の大阪の賃銀

大阪府産業部工務課にて大阪商業會議所の調査に掛る賃銀を標準とし之れと米價との關係に就て大正七年から大正十年一月まで調査した處によると大正七年一ヶ年を通じての米價平均價格は一石二十九圓、大正八年は四十六圓四十錢、九年は四十五圓三十錢、本年一月は三十一圓十錢となり、大正八年は同七年に比し十七圓四十錢高、九年

は八年より一圓十錢安で本年一月は八年に入らや米價の下向に伴つて各種勞銀も大部比すると十五圓三十錢安を示して居るが大分低落したが石工、莫大小女工の如きは九正七年よりは二圓十錢高である。之れに對年度平均率より多少昇つて居る。今其數字する勞銀の平均率は七年より漸次多きを加をすすと次のやうである。  
へ約七八十錢宛増加してゐる。本年一月に

職別	年別	一日平均賃銀	一ヶ年總勞働賃銀	平均一石米價	一ヶ年總勞銀を米に換算	一ヶ年の勞働米を田反別に換算
大工	七年	一・五八	五七・三〇	二九・〇〇	一八・五〇	七・〇
	八年	二・二六	七六・四〇	四六・四〇	一六・六〇	六・〇
	九年	三・三〇	一、二五・〇〇	四・五三〇	二四・四〇	九・〇
石工	七年	三・三〇	八二・〇〇	三一・一〇	二七・〇	一・〇
	八年	二・二八	七四・二〇	二九・〇〇	二五・六〇	九・〇
	九年	二・九〇	九八・〇〇	四六・四〇	二二・三〇	八・〇
左官	七年	一・四八	五三・三〇	二九・〇〇	一七・〇〇	六・〇
	八年	二・二〇	七四・八〇	四六・四〇	二六・一〇	六・〇
	九年	三・二二	一、〇九・〇〇	四三・三〇	二四・一〇	九・〇
鑄物	七年	一・二二	三七・四〇	二九・〇〇	一三・四〇	五・〇
	八年	一・二七	四三・八〇	四六・四〇	九・三〇	三・〇
	九年	二・四四	八九・六〇	四三・三〇	一八・三〇	七・〇
鍛冶	七年	〇・九七	三三・八〇	二九・〇〇	一一・九〇	四・〇
	八年	一・三〇	四四・〇〇	四六・四〇	九・五〇	三・〇
	九年	一・七七	六二・八〇	四三・三〇	一三・三〇	五・〇
平均	十年一月	二・〇〇	五〇・〇〇	三一・一〇	一・六〇	〇・五



種類	七			八			九			十		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
燐寸	八	八	八	九	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
友禪	一・九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	
硝子	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
專賣局職工	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	
紡績(女)	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
莫大小(女)	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
機織(女)	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	

但し労働日数は一年を三百四十日、一月を二十五日として算出し田地一段歩の平均收穫量を二石八斗としたのである。

労働者状態

最近四年間の神戸の賃銀

神戸商業會議所調査によれば同市内職工二十六種の賃銀指數は大正二年度平均指數を一〇〇とすれば同三年には九九に低落し大戦開始の大正四年に入り一〇二を示し、同五年一〇五、同六年一四〇と漸次昂騰を見たが同七年一八七となり、戦役財界好況の順調時たる同八年に於ては二五七、同九年には三〇六なる異常の奔騰を示し、大正二年に比すれば實に平均三十割強の昂騰を見るに至つた。

今其主要職工賃銀指數を示すと次のやうである。

種類	大正二年	六年	七年	八年	九年
版摺職	一〇〇	一五〇	一九五	三〇八	四六六
機織工	一〇〇	一五二	一六二	三三三	四四一
植木工	一〇〇	二四二	三三二	三九三	三八九
煉瓦工	一〇〇	一七〇	二七〇	三〇五	三八一
袋物工	一〇〇	一五〇	二〇五	三三〇	三五〇
印刷工	一〇〇	一〇八	一五〇	三三七	三五〇
左官	一〇〇	一四二	二四〇	三六三	三五〇
和服仕立工	一〇〇	二二八	二四五	二四五	三三八
石工	一〇〇	一三六	二〇〇	二〇〇	三三三
木挽工	一〇〇	二二	二四	二四	三三九



最近九年間の福岡の賃銀

博多商業會議所の調査によると、明治四十五年三月以降本年三月までの福岡市附近の平均賃銀は大體次の如くであるが元年から五年までは概して低落歩調を取り、六年度より財界の好況、物價の奔騰と共に賃銀も奔騰し、八年には約三倍の騰貴率を示したが九年三月は經濟界の反動來あり其後奔騰は阻止せられたが、さしたる低落を示してゐないのは何處も同様である。左表は各年三月の指數である。

職名	元年	四年	七年	九年	十年
機械職	一〇〇	五	一三	六、七	三、三
漆器工	一〇〇	一〇〇	一三	二、六	二、六
染物工	一〇〇	一、二	一、二	一、五	一、五
和服仕	一〇〇	九〇	一〇〇	二、三	一、九
洋服仕	一〇〇	八〇	一、五	二、〇	二、〇
木挽	一〇〇	九〇	一、五	三、三	三、〇
大工	一〇〇	八〇	一、三	三、〇	二、七
左官	一〇〇	八〇	一、三	三、〇	二、七
煉瓦製	一〇〇	九	一、四	四、〇	一
石工	一〇〇	一〇〇	一、六	三、三	三、〇
煙草刻	一〇〇	一	一、三	二、九	三、六
菓子製	一〇〇	一〇〇	一、三	二、三	二、三
下駄工	一〇〇	七	一、四	三、四	二、五

靴工	一〇〇	八	一、四	二、〇	二、〇
製綿工	一〇〇	一	一、三	二、五	二、六
活版植	一〇〇	九	一、〇	二、六	二、七
桶工	一〇〇	九	一、〇	二、五	二、五
下男	一〇〇	一〇〇	一、〇	二、九	二、四
下女	一〇〇	一〇〇	一、四	三、四	三、四

九州地方の鐵工賃銀

九州鐵工協會が同協會加盟の鐵工所に就き大正十年七月末現存により調査したる處によると、同會加盟の鐵工所は七十六を數へ、其中最も多き地方は福岡にて五十一工場、次は佐賀の十工場、長崎の八工場、鹿兒島の四工場、熊本の二工場、二豐の二工場の順位なるが、筑豊炭田を背景とする北九州殊に關門地方は大戦以來斯業の著しき發達を見た反動として、財界不況に陥るや經營困難となれるものも尠からず、職工の移動も可なり烈しく、職工の收入現狀は好況時に比すると大體五分乃至一割五分の減收である。然し最も不況の影響を受けたのは長崎、佐賀地方にて甚しきは三割方の減少を示してゐる。總平均に於て昨年よりも一人當り純職工廿二錢五厘、職工人夫加

算十九錢三厘の減少となつて居る。

地方別平均賃銀及作業時間

地方別	平均賃銀	作業時間	本年度	昨年度	減
門司	九、一五	時	一、八〇〇	一、八二五	二、五
小倉	九、四七	分	一、九三七	二、〇九一	一、六
洞海湾	九、一三		一、七七一	二、〇九九	三、八
筑豊	九、一五		一、五九三	一、八八〇	二、八
福岡	九、三八		二、二一八	二、二七五	一、七
筑後	九、五四		一、七六四	一、九五六	一、九
肥前	九、三四		一、五五三	二、〇六七	五、四
佐世保	九、五二		一、七八二	二、〇六八	二、八
長崎	九、〇三		一、六六七	二、三四三	八、七
熊本	九、三〇		二、〇六五	二、二六〇	一、九
鹿兒島	九、四九		一、七五五	二、〇八三	三、八
二豐	九、三〇		一、六三五	一、八三一	九、三
總平均	九、三二		一、八二一	二、一三三	三、〇

附言 一、賃銀の項並記したる數字の右は純職工分、左は之に人夫の分を加へた者。二、賃銀の外、臨時手當其他諸給與金を給



與する工場十四工場に及んで居るが、茲に擧げなかつたが其額は一日一人當り最低が十錢、最高が九十六錢で平均卅六錢四厘に當つて居る。

### 專賣局職工の賃銀

專賣局煙草製造職工の給料は其作業によつて日給拂と工程拂との二種に別れ、時間外勞働(定時間は十時間)に就ては一時間に就き日給又は出來高の百分の三乃至百分の五を加給することになつてゐる。今職工日給日額を見るに其標準は大體次の如くである。

特別級	四・五〇	四・〇〇	三・五〇	三・〇〇
一級	二・八〇	二・七〇	二・五五	二・四〇
二級	二・三〇	二・二〇	二・一〇	一・九〇
三級	一・八四	一・七八	一・七三	一・六八
四級	一・五〇	一・四八	一・四三	一・三〇
五級	一・二六	一・三三	一・二八	一・二四
六級	一・〇六	一・〇三	一・〇九	一・〇〇
七級	〇・八七	〇・八四	〇・八二	〇・七九
八級	〇・七三	〇・六九	〇・六六	〇・六三
九級	〇・五九	〇・五六	〇・五三	〇・五〇
十級	〇・四六	〇・四四	〇・四二	〇・四〇
十一級	〇・三六	〇・三五	〇・三三	〇・三〇
十二級	〇・二六	〇・二六	〇・二四	〇・二三

勞働者狀態

尙次の場合には出勤せざるも給料工賃を支給せられる。

- (イ) 大祭祝日 各一日分
- (ロ) 十二月二十九日より翌年一月三日迄 六日分
- (ハ) 父母の祭日 各一日分
- (ニ) 祖父の喪及配偶者の父母にして死亡の當時同一の家に在りたる者並に七歳以上の子の喪 各二日分
- (ホ) 父母配偶者の喪 各三日分
- (ヘ) 配偶者の父母にして死亡の當時同一の家に在らざりし者及七歳未満の子の喪 各一日分
- (ト) 業務の爲傷痍を受け若くは疾病に罹り休養を命じたる期間 各一日分
- (チ) 傳染病のため出勤差止又は交通遮斷若くは隔離せられて出勤する事ははざる期間 一日に付半日分

### 日英米三國船員給料比較

(五月中旬調査)

最近各國に於て海員給料の引下げを斷行し以て海運界不況時に於ける經費の節減方法を取り英國は既に數回の引下げを行ひ最近二割五分を引下げた米國亦一割五分乃至二割の引下げを行はんとして目下紛議を重

ねてゐるが何れは引下げの餘儀なきに至るであらう我國に於ても社外船は勿論大阪商船も給料整理の名の下に事實に於て引下げを行ひ日本郵船も又本給は引下げぬが手當全廢の方法を執つてゐる而して各國が未だ引下げなかつた以前の普通船員最近の給料(七千噸型貨物船賃)を比較すれば次の如し(單位圓英米共最近の爲替相場による)

	日本	英國	米國
水夫長	一二〇	九七	一〇四
舵工	九一	七二	九六
木工	一一五	九二	一四四
倉庫番	八七	六九	九六
水夫	七七	六一	八八
火夫長	一二〇	九七	九六
油差	一〇五	八四	一〇四
倉庫番	八七	六九	一〇四
一等火夫	七七	六一	九六
石炭夫	六三	五〇	八八

即ち普通船員の給料は米國が最高にて日本歐洲線と英國とは左程の差はない然るに米國は論外としても英國は之より一割五分を引下げ日本は商船で引下率一割内外給料の外に航路手當賞與金等があるから之等を加



算すると英國の方が却つて低廉であらう更に乗組船員の員数を比較すると同じく七千噸型貨物船にて上級普通兩船員を合せ大體英國五十四名米國四十名日本社船七十一名外船六十二名で日本乗組員が一番多く英國之に次ぎ米國は最低の四十名である是れ日本人と外國人との體質の然らしめる結果でもあるが日本人の能率が比較的安く給料不廉なること斯くの如くであれば今後の世界海運戰に於て決して有利の地位を占め難く此點につきては斯業界の慎重なる考慮を要するといふ。

### 普通船員の俸給

今夏以來 横濱、神戸、大連を中心にして百餘の各社外船乗組普通船員が結束して給料五割値上げの運動を起して居るとの風評が専らであつたが、梶崎猪三郎氏を組合長とする日本海員組合にては從來調査中であつた普通船員標準給料を十一月中發表して船主の考慮を促したが、其れによると標準給料は次の如くである。

海上勤務と年齢	甲板部	機關部	司厨部
見習期間一ケ年(一八歳)	二〇〇—三〇〇	二〇〇—三〇〇	二〇〇—三〇〇
三等水夫、石炭夫、給仕、炊手、 二ケ年(一九—二〇歳)	四一—四五	四二—四五	四二—四五
二等水夫、二等火夫、給仕、炊手、 二ケ年(二一—二二歳)	五〇—六〇	五〇—六〇	五〇—六〇
一等水夫、一等火夫、給仕、料理人、 三ケ年(二三—二五歳)	六五—八〇	六五—八〇	六五—八〇
倉庫番、副汽罐番	六〇—一〇〇	六〇—一〇〇	—
舵夫、油差、一等料理人五ケ年(二六—三〇)	八〇—一〇〇	八〇—一〇〇	八〇—一〇〇
水夫長、火夫、司厨長(三一—四五)	九五—一五〇	九五—一五〇	九五—一五〇

大工は海陸の經歷を併算し其技術を銓衡して舵夫、油差、水夫長相當の待遇とす。

尙ほ組合の説明によれば此標準額は十八歳から四十五歳までの船員が一通りの海上生活に要する實費を支ふるに足る丈の金額を基礎としたもので未だ正常なる海上労働者の報酬の標準たるを得ないものである。而して之れを六千噸乃至八千噸級の純貨物船に適用すると一人平均月額、近海航路に於て六十四圓六十錢、遠洋航路に於て八十四圓六錢となると云ふから陸上労働者の一ヶ月平均七十一圓四十六錢(大阪商業會議所八月調査)に接近した數字を得たことになる。

從來我國鐵道從業員は驛、機關庫、保線事務所、檢車所詰、車掌、列車電燈其他の現業員、非現業員の區別なく概ね日給制度なりしが日給一ヶ月通算五十圓以上の給與を受けて居る雇員は全部日給制度を廢して月給制度を實施する事となり三月一日付を以て各管内有資格者に夫々辭令を交附した。從來鐵道の日給雇員は成績優良なるものに限り昇給期毎に全數の五分乃至一割位を月給に改め日給者も之を恩典と心得一層努力する風があつたと云ふ。

### 鐵道從業員の月給制度

#### 八幡製鐵所の割増制度改正

八幡製鐵所第二厚板工場では從來獎勵割



増金給與規定に依つて割増金を給與してゐたが九月に至り職工の能率増進のためロール使用持續獎勵割増金給與規程を制定して職工の不注意によるロールの破損を防ぐと共に不合格品を製出した場合には其噸數の二倍を一ヶ月生産總噸數から差引き、又合格品が千五百噸以上に達した場合には相當の割増金を給與することになつた。

### 久留米絨工賃標準査定制度

久留米絨同業組合にては從來工賃の査定機關として隨時市町村長其他に依囑してゐたが其査定の成績に就ては工女間に不平尠からず、しかも其影響は工女自身の經濟上に大なるものがあるので組合に於ても之れを認めた大正十年度より工賃査定に直接關係ある従業者の意志を尊重して査定員六名を選擧し組合側よりも六名を出して從來の弊を一掃し最も公平を期することになつた。實際ならば従業者を代表する委員は直接投票に依るべき筈であるが、何しろ久留米、大牟田、三井、三猪、八女、朝倉、山門、浮羽の二市六郡に涉つて約五萬の従業職工あ

り其女工の一部は佐賀縣大分縣に亘る故到底選舉することは不可能なので止むを得ず四十七ヶ所の鑑定所々屬の従業者代表者を各地方別に推薦することとなり九月一日より一週間其告示をなした。尙此代表者が更に六名の査定委員を互選して初めて従業員代表者を樹立して工賃標準査定の議に與る譯である。因に此は我國に於て試みられる最も新しい制度である。

### 第四 紡績繰業短縮解除期に於ける職工状態

紡績業は本年三月末以來好況を呈し、綿布の増産を圖る當業者漸く多きを加へつゝある折柄、九月十五日より繰業短縮は一割解除せられ、十二月十五日には残りの一割も解除せられて茲に全く紡績繰業の短縮は解除せられたが、依然として一ヶ月四晝夜休業、一日四時間の休轉は行はれてゐるらしい。今綿業回復期に於ける職工數と、繰業短縮期に於ける職工數を比較すると主要九工場に就て見るに大體次の如くである。

先づ繰業短縮一割解除した九月末現在を四月に比較すると、

工場	九月末現在		四月比較減(*増)	
	男	女	男	女
大日本	四、五八六	一四、七三三	八五	一、五九四
東洋	七、〇六四	一四、七三三	*二〇七	一、三二二
合同	二、〇九四	四、七六六	二〇	四
福島	一、六一	四、四九三	二六	三三
岸和田	一、三五四	三、八六〇	一	一
倉敷	一、五三二	五、〇七	三	*一六四
鐘淵	三、四六六	一四、九〇	二	*二八四
富士	二、四九	七、九六	二九	四七
日清	一、〇三三	三、六三	*三一	五
計	二五、二七	七四、三六	二七	三、七六

にて、全紡績會社から見ると男工が三萬四千八百十人、女工が十萬三千四百六十九人にて四月に比し男工に於て五百六十三人増加してゐるが女工が三千十二人減じて居るから全體に於て二千四百四十九人減じて居る。更に之を繰業短縮全解除期に入らんとする十一月末現在に就て見ると、

工場	十一月末現在		四月末比較減(*増)	
	男	女	男	女
大日本	四、六三三	一六、三六	三〇	八一
東洋	七、四〇〇	一五、九六	*四三	三三
合同	二、三〇八	五、五二四	*二〇四	*七四



福島	一、六六六	四、六六三	* 七	一八三
岸和田	一、〇八	三、三三五	二四六	五五
倉敷	一、七九	五、七〇〇	* 二六六	* 八四七
鐘淵	三、四三	一五、五〇一	* 五	* 七九五
富士	二、八〇六	九、〇三四	* 二〇八	* 五九九
日清	一、〇五一	三、七三〇	* 四〇	四七八
	二六、二九三	七、七三七	* 八五七	* 二、六五五

にて男女工共に幾分増加の傾向にあり、之れを全體に就て見ると十一月末現在職工總數は男工三萬六千六百八十八人、女工十一萬二千六百十四人にて、四月末に比すると男工が二千四百廿一人、女工六千百卅三人を増加して居る。参考のため九年十二月以降本年十一月までの全國紡績會社職工數を示せば左の通りである。

職工數		
男工	女工	
大正九年十一月	三四、二三六	一〇七、一四九
十二月	三四、五八七	一〇五、七一四
一月	三四、七四七	一〇三、八四一
二月	三五、二八九	一〇五、八九五
三月	三四、一四七	一〇六、四八一
四月	三三、八七八	一五〇、一〇二
五月	三四、二二二	一〇二、七一五
六月	三三、七六一	九九、八五二
七月	三三、二三八	九六、三七六
八月		

漸次昂騰を告げ次の如き數字を示してゐる。

次に賃銀に就て見るに紡績會社に於ても

職工賃金一日一人平均

職工賃金一日一人平均		
男工	女工	
大正九年十一月	一、四九四	一、一三〇
十二月	一、四六七	一、一〇六
一月	一、四六一	一、一一一
二月	一、四四八	一、〇九一
三月	一、四一九	一、〇六〇
四月	一、四二三	一、〇八六
五月	一、四二〇	一、一〇四
六月	一、四二八	一、一一〇
七月	一、四五〇	一、一二三
八月	一、四七一	一、一六一
九月	一、五〇五	一、二〇五
十月	一、五一七	一、二〇九
十一月		

更に之を主要會社に就て見ると、次の如き狀勢を示してゐる。

四月末		九月末		十一月末	
男	女	男	女	男	女
大日本	一、三三三	一、〇六二	一、六八八	一、三三三	一、七五五
東洋	一、五七〇	一、〇九八	一、六八一	一、三九二	一、七五四

合同	一、四九一	一、二七二	一、五〇九	一、二〇一	一、五三二	一、三三九
福島	一、三五六	九七三	一、〇九一	一、二二二	一、五七二	一、二二〇
岸和田	一、三三〇	一、二〇〇	一、三三四	一、二八〇	一、三四〇	一、二八〇
倉敷	一、五〇四	一、〇六三	一、五九一	一、〇九八	一、六四一	一、二五一
鐘淵	一、七四一	一、七八一	一、六三三	一、二九一	一、七三三	一、三六四
富士	一、三三三	一、〇四一	一、五七二	一、〇三二	一、六八一	一、〇四八
日清	一、八七〇	一、三〇一	一、七三〇	一、一五〇	一、七三〇	一、二二〇

右によつても明なる如く鐘淵、富士の如く關東方面に多く工場を有する會社の賃銀は關西に工場を有するものの其れよりも昂騰の緩漫なことは注意に値するだらう。之れは恐らく關西地方の生活費が依然高價であるのみでなく頻々たる労働爭議の結果が斯く反映したのではあるまいか。

第五 商業使用人週休問題

序 說

労働問題の聲が喧しくなつて來て以來、我國の労働狀態が著しく改善せられたのは事實である。が、茲に舊態依然として昔の面影を其儘傳へて居るものがある。其れは商業に於ける店員制度である。

今日我國に見る店主と店員との關係は宛然家族主義の假面を冠つた主従關係である



と斷じて敢て過言ではあるまい。店員は早  
天より夜半に至るまで物質的報酬を度外視  
して、店主又は其代表者たる番頭の命令の  
下に營々として働き、一定の年期を勤めて  
暖簾の分與を受けて獨立する事を唯一の希  
望として居るのであるが、實際暖簾の分與  
を受けて獨立するものは一割もあるまい。  
其多くは年期明け近くなると種々の難癖を  
付けて解雇せられるのである。而して彼等  
の多くは舊來の慣習により店主と同一家屋  
内に起臥して常に其嚴重なる監視を受けて  
ゐるが故に、工場労働者の如く組合を組織  
して労働運動を起す由がない。假令彼等  
中に地位向上のため運動を起さうとするも  
のがあつても休日區々にして商業により、  
商店により勝手に定められてゐるので廣く  
同志を糾合して其要求を社會に訴ふること  
が出来ない。

後、其他適當の場所に店員三人に對し一個  
を下らざる割合にて椅子の用意を命じ、其  
休憩に便してゐる。尙一般原則として食後  
廿分の休憩時間、店外に於て食事を執る場  
合には食事の時間を一時間に延長して規定  
してゐる。尙就業時間が午後四時より同七  
時に至る時間を含む場合には卅分の茶の時  
間を與ふることも規定してゐる。而して  
閉店時間は午後七時である。

我國の商業使用人問題も多少は擡頭しか  
けて居るが、第三回國際労働會議が農業勞  
働者及び商業使用人問題に關するものであ  
つたに拘らず、世論が農業問題のみに傾き  
商業使用人問題を閑却した有様であつたの  
は、甚だ心細いこと、云はねばならぬ。左  
に我國に於ける商業使用人週休問題の跡を  
訪ねて見よう。

然るに之を英米の實狀に見るに英國にて  
は法規により、小賣店主は其店員に對し、  
日曜及銀行休日に休暇を與ふる外、毎週一  
日は午後一時半以後、店員を使用するとを  
禁止、女子店員に對しては特に簿記臺の背

て農商務省は全國商業會議所に諮問したる

が其答申を見るに大體次の如く類別する事  
が出来る。

▲全然反對なるもの。栃木、高知、博多、熊  
本、徳島、青森、秋田、

▲時期尙早なりとするもの。東京、大阪、名  
古屋、京都、横濱、長崎、廣島、天津、津、

福井、岡崎、山形、水戸、久留米、静岡、  
甲府、高岡、知多、富山、酒田、札幌、小  
樽、弘前、岡山、高松、前橋、鹿兒島、下  
關、尾道、新潟、松本、旭川、八王子、豊  
橋、松江、敦賀、仙臺、高崎、大垣、福島、  
和歌山、四日市、金澤、濱松、東京實業組  
合聯合會、

▲時期尙早なるも止むを得ず相當除外例を設  
くべしとするもの。岡崎、宇都宮、長野、  
函館、川越、上田、長岡、岐阜、門司、佐賀、  
▲全然賛成なるもの、但し相當除外を要する  
もの。神戸、

以上の如くなるが反對又は時期尙早を唱  
ふる主なる理由は次の如くである。

一、我國古來の慣習たる温情主義的美風を破  
壞すべし。

二、現在本邦に於ては店員に對する休日をも  
益に利用せしむる設備不完全にして修養娛  
樂の機關備はらず故に週休制度は却つて店  
員に悪影響を齎すの虞あり。

三、一般需要者の不利不便を招來すべし。

四、營業費を増加せしめ却て小賣營業者に打  
撃を與ふべし。

### (イ) 商業使用人週休問題

#### に關する全國商業會議所

#### の答申



- 五、使用人を備用する店舗にのみ週休制を採用せば使用人を備用する店舗と家族のみにて營業する店舗との間に不公平を生ずべし
- 六、現在一般に店員は心身を過度に疲勞することなく店員に於ても現狀に對し敢て不満を抱き居らざるを以て週休制は不必要なり
- 七、週休制を採用せば使用人が平生勤勉せざる可らざる事を自覺するの要あるも現在に於ては此點疑あり、要するに能率の増加を望む可らず。

要之從來の因襲を一蹴して一躍週休制度を實施するを不可なりとするもの多きを占むるのである。

又除外例の範圍の程度に關する意見の大要は次の如くである。

- 一、使用人十人未滿を備用する店舗及人口十萬以下の都會に於ける店舗を除外すべし。
- 二、五十人未滿の店員を備用する店舗を除外すべし。
- 三、週休制は年齢十五歳以上のもの五人以上を備用する商業にのみ之を適用すべし。
- 四、週休制の施行期日迄に二ヶ年乃至十ヶ年の猶豫を設くべし。

因に全國商業會議所中唯一の賛成者たる神戸商業會議所の賛成意見を記せば次の如くである。

意見

商業使用人の週休制度を本邦に設定する事は社會の變遷と教育の進歩と世界の大勢に鑑み大體に於て可なりと認む

理由

現時我國に於る商業使用人の休日習慣は都會と小町村とに於て大に異なるものありと雖も其は狀態孰れも區々にして商家一般何等據るべき一定の規程なく齊に是れなきのみならず或商業に於ては使用人の勞務時間一日十五時間以上に及ぶものあり斯かる狀態の下に永く使用人を服従せしめんとするも教育の進歩と思想の變遷と世界の重なる國々の風習とは之を許容せず加之近き將來に於て工業勞働者の週休制度も實施せらるゝに至るべく商業使用人のみ如何んぞ獨り現在の如き狀態に甘んずべき、されば今に於て之が制度を設け實施に關する周到なる準備を爲すは雇主の利益をも未然に保護するものにして社會進歩の爲時機を得たるものと思惟す若し夫除外商業に就ては尙ほ考慮を重ねたる上追申する所あるべし

(ロ) 商業使用人週休運動

大正十年十月より瑞西國ジエネブ市に於て第三回國際勞働會議が開かれ、農業勞働問題・商業使用人週休問題が議題に上り、我國も代表者を派して之に参加した。而して四五月の頃より商業使用人週休運動が東

西に起つた。東京に於ては波多野承五郎氏主唱の下に有志研究會が交詢社内に設けられ、斯界の専門家達が會して研究を重ねてゐるが五月下旬、商店週休、勤務時間、及び店舗閉鎖時刻に關して次の如き意見を發する處があつた。

- 一、商店使用人に一週一日の休暇を與ふる事
- 二、商店使用人の週休は日曜日たる事
- 三、週休の法規に除外例として一日若くは半日の就業を認むべき營業の種類は凡そ左の如し。

旅館、飲食店、浴場、藥品及醫療器具販賣業、停車場に於ける各種販賣業、新聞雜誌發行販賣業、牛乳野菜魚肉等日用食料品販賣業、理髮業、諸興業遊覽地及祭禮に於ける土産販賣業、天候又は季節等による營業、運輸交通業等

- 四、週休制度の例外として認められたる種類の店舗に勤務する使用人に對しては左の週日に於て一日若くは半日の休暇を與へ之れによりて廿四時間連續休暇制度に適合せしむること、
- 五、店舗の閉鎖時刻は午後八時より遅れざること、
- 六、商店使用人の勤務時間は一日九時間半、(一週五十七時間)幼年使用人勤務時間は一日八時間(一週四十八時間)とし尙補習教育を施すこと、



- 七、店舗閉鎖時刻の除外例は週休除外例に準じて之を設くること、
- 八、祭禮日縁日に關しては相當の除外例を設くるものとす、
- 九、以上の諸項は法制によりて三年以内に制定する事、

次で六月七日午後六時より神田、明治會館に於て商店勞働問題演說會を開き波多野承五郎氏開會の辭を述べ、

- 商店勞働と國家消長 一倉 慶 紀
- 平和會議と週休問題 窪 田 文 三
- 店舗閉鎖時刻問題 都 倉 義 一
- 協調主義と商店勞働問題 添田協調會理事
- 商店組織と商店勞働問題 河 津 暹
- 國際勞働會議と商店勞働問題

上田貞次郎

の演說あつたが之れに就き波多野氏は語る『全世界の何處にも商店員の休養日は制定せられて居る猶太教徒の部落は土曜日が休みだが基督教圏内の都市は宗教的に日曜が嚴守されて居て別に休養日を定めなくてもよきさうなのに矢張り日曜を休養日と法律で決して居る、そこで我國でも商店員休養日が當然確定さるべきであると思ふので今から三週間程前に交詢社に集る吾々の仲間が研究を重ねた結果、大體上記のやうに決めたのである。さて何の日を休養日に當るかと思ふに我國では徳川幕府時代には『一、六日』であつたが明治以

勞働者狀態

後日曜日が休まれて居るし、又世界的にも日曜日が便利だから日曜日を選んだ、私は幾度も資本家側に其可否を問うて見たが多くは直ちに自己の不利だと直感して了ふの過去の習慣に反するため傾聴され難かつた、商店が夜の八時に閉戸するに決れば顧客は其前に買物をする事になるから其商店はガラ／＼の顧客を短時間に集中して商賣する譯で夜の八時以後の瓦斯電燈料其他の費用は總て輕減せられる事となるから商店は頗る經濟的なのである。資本家の惡因習は傭人を寸暇でも遊ばせるのは損だと云ふ感じを持つ事である。偶休養日の必要を感じても、他店との競争上斷行出来ぬ場合が多いので法律で嚴定せれば此理想は行はれない。故に我國に於ても三年以内に斷行したい考である。云々』

六月十六日には京橋の星製藥株式會社樓上で大體第一回同様の辯士の顔振れで第二回講演を催し、超えて七月二日には折柄全國商業會議所聯合大會のため全國各商業會議所正副會頭の滯京中なるを機とし京橋會館に於て講演會を開き大に宣傳に努めた。

大阪に於ては一月九日設立された商業使用人組合新生會が中心となつて活動し、六月三日午後七時より中央公會堂に於て新生會の理事會を開き商業使用人週休制度即時

實行を可決し、同五日には西區新町俱樂部に於て演說會を開き關西に於ける週休制度實行要求の第一聲を放ち、全國商業會議所及び實業組合が政府の諮詢に對してなした時期尙早の答申に反對すると同時に、同會議に店員側の代表顧問として出席する里見純吉氏は純然たる店員の意志を代表するものに非ずとして氏の辭任を促す事を決議し、六月廿七日には船越會長、山本、小林の兩理事出京し、折柄開催の八大商業會議所會議の會長藤山雷太氏に對し商業使用人週休制度即時實行の要求書を提出し、廿八日には農商務省に商務局長鶴見左吉雄氏を訪問し里見顧問問題に就て意見を交換し、七月十五日には商業使用人大會を天王寺公會堂に開いて

- 一、本大會は國際勞働會議の議決如何に不拘吾人の權利として週休制度の即時實行を期す
- 二、本大會は新生會を實行委員として都下五大百貨店（三越、十合、大丸、高島屋、白木屋）に對して週休制度の即時實行を要求すと云ふ決議案を可決し、廿四日には新生會幹部が右五大百貨店を歴訪して週休制度の



必要を強調した。

右の如く週休制度實施運動が相當世の視聽を惹いてゐる一方に於て、東京實業組合聯合會は之れが反對側に立ち、八月十六日理事會を開き、店員週休制は原則として承認するが、卸賣商及び之れに準ずるもの、使用人は五ヶ年後、小賣商及び之に準ずるものは十ヶ年後に實施すべしと主張することにし、労働會議に資本家側を代表して出席する星野錫氏に此旨通牒した。

大體右の如くにて、週休制度實施運動も猶豫運動も殆んど全国的に白熱することもあり。而して其れは我國商業使用人運動の將

なく、又九月國際労働會議出席の代表者が來に就て何等かの暗示を與へて居るものとして注目し、終熄したのは世人をして注目に値するであらう。

### 第六 大正九年度全國鑛山労働者概況

農商務省鑛山局の調査する處によると大正九年六月末現在鑛大總數は四十三萬九千五百五十九人にて前年六月末現在より二萬五千九百九十九人を減少して居る。今年齡鑛山別によつて大別する時は次の如くである。

種別	十四歳未満		十五歳未満		二十歳未満		二十歳以上		合計	鑛種別割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女			
金屬山	261	75	888	196	9,496	2,518	9,334	66,847	11,995	78,842	1.7%
石炭山	336	62	814	246	21,876	3,237	73,607	85,633	15,167	100,800	2.1%
石油山	401	292	2,050	1,695	40,733	24,055	204,888	248,033	94,870	342,873	7.8%
其他	384	283	2,044	1,482	43,388	24,896	208,211	253,957	95,283	348,240	7.8%
計	1,462	702	5,896	3,619	114,493	52,707	528,252	611,170	214,295	845,445	100%



年齢別	1,016	4,891	4,645	5,907	79,210	354,143
計	1,016	4,645	5,907	5,725	79,210	354,143
年齢別割合	1.3	6.5	8.2	7.8	107.5	493.1

右表にても明なる如く大正八年に比すれば一人、其他の非金屬山に於て五百十五人を之を坑内坑外に別てば坑内鑛夫總數は廿九人を減じ、鑛種別による時は金屬山に於て二萬千九百五十八人、石炭山に於て五千九百六十七人、廿歳以上者が二萬一千九百六十七人を減じ、石油山に於て八百十百廿四人を減じて居る。年、左は大正八年)

種別	十四歳未満		十五歳未満		廿歳未満		廿歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
金屬山	92	2	31	3	4,372	49	28,055	1,357	33,810
石炭山	205	9	33	5	6,484	453	38,483	1,745	45,504
石油山	236	19	1,234	85	28,744	15,255	15,301	50,187	183,395
其他非金屬山	33	1	5	1	30,182	16,683	15,083	50,184	187,683
計	460	16	1,560	88	33,551	15,635	183,665	51,647	336,377

であつて、之れを大正八年と比較すると十二人増加し、廿歳未満は男三千五百人、女九千七十四人の減少となつてゐる。四才未満は男百四十一人、女十六人を減じ、千五百九人を減じ、廿歳以上は男一萬三千九百七十四人を減じ、坑外鑛夫を大正八年に比すると十四歳未満が男八十一人、女廿二人、十五歳未満が男



百五十一人、女百四十三人、廿歳未満が男五人を増加したるに反し其他は夥しい減少となり全體にて六千九百廿五人の減少を示して居るのは注目に値する。

尙ほ鑛種別に鑛夫分布の粗密状態を見るに

金屬山 札幌鑛務所管内は三千二百廿人、仙臺管内は二萬七千三百八十五人、稠密なるは秋田の一萬三千四百十一人を最とし巖手、山形之れに次ぎ最粗なるは宮城の千二百六十六人である。東京管内は二萬千二百七十八人に最密なるは栃木の八千二百五十九人、次は茨城、最粗なるは埼玉の七人である。大阪管内は二萬四百七十三人にて愛媛の六千六百六十一人を最密とし兵庫、石川之れに次ぎ、大阪の八人を最粗とする。福岡管内は六千四百八十八人に過ぎず、鹿児島二千三百廿八人を最密とし大分、山口、宮崎之に次ぎ、最粗なるは佐賀の十六人である。

石炭山 札幌管内は三萬八千二百九十七人、仙臺管内は二萬四千四百四十四人、福島が大多數を占め二萬二千五百七十八人に及び、次は山形の千三百四人にて最粗なるは青森の十人である。東京管内は七千四百六十三人にて茨城の六千九百廿九人を最密とし長野、新潟これに次ぎ、岐阜の三人を最粗とする。大阪管内は僅に八百四十一人にて和歌山の四百十三

人を最密とし石川の六人を最粗とする。福岡管内は廿七萬千八百廿八人に及び全國の大半を占めて居る。福岡の十九萬四千六百八十八人を最密とし、長崎の三萬二千二百九十人、佐賀の二萬九千二百七十六人、山口の一萬二千七百五十九人、熊本の千六百十三人、沖繩の千九百八十八人、宮崎の四人の順位である。

石油山 札幌管内は六十七人、仙臺管内は二千七百五人にて秋田の二千五百七十一人、山形の百九人、青森の廿四人である。東京管内は五千九百廿一人にて新潟の五千八百廿八人が大多數を占め静岡の八十二人、長野の廿一人と云ふ順位である。大阪管内にはなく、福岡管内にては鹿児島に一人ある。

其他の非金屬山 札幌管内には二千八百六十三人、仙臺管内は千五百五十八人、巖手の五百八十六人を最密とし福島二千二百六十人、山形の百四十二人之れに次ぎ宮城の十八人を最粗とする。東京管内は二千五百六十六人にて愛知の千廿四人を最密とし群馬の七百四十七人、岐阜の五百六人之れに次ぎ神奈川の四人を最粗とする。大阪管内は五百八十八人にて三重の三百廿八人を最密とし滋賀の百十三人之れに次ぎ奈良の三人を最粗とする。福岡管内は千六百卅三人にて沖繩の千三百廿四人を最密とし大分の百五十九人之れに次ぎ山口の卅一人を最粗とする。

鑛山變災事故 大正九年中に於ける鑛山變災事故は其回数十九萬三千四百九十回に

て死亡者千九十七人負傷者廿萬三千卅四人を出し、之を前年に比すると回数に於て一萬六千二百卅八回を減じたるも死亡者に於て百六十七人を増加した、但し負傷者は一萬五千五百六十七人を減じて居る。今負傷者にして三日以上の受療休業を要し警察署に届出でたるものによつて大正六年以降の累年比較を見るに、次の如き數を示す。

年次	回数	死亡	負傷	計
大正六年	一六、七五	八〇	一六、三七一	一六、四五一
同 七年	一七、三六	九四	一七、〇三〇	一七、一二四
同 八年	二〇、七六	九三	二〇、六二二	二〇、七一五
同 九年	一九、四〇	一〇七	一九、三〇四	一九、四一一

變災事故を地表と坑内とに分つ時は、地表は二萬八千七百八十三回（前年に比し四千二百廿七回減）死亡者七十二人（同卅四人減）重傷者七百六十人（同百九十九人減）輕傷者二萬八千六百九十九人（同三千八百九十一人減）にて、坑内は十六萬四千七百七回（同一萬二千十一回減）死亡者千廿四人（同一百一人増）重傷者五千八十九人（同三百卅人減）輕傷者十六萬八千四百九十二



人(同一萬一千百四十一人)を出した。而 石炭山が第一である。今鑛種別に依り鑛夫 合を見るに次の如き數字を示して居る。して變災回数、死亡者數、負傷者數を通じて 一萬人に對する死亡者、重傷者、輕傷者の割

鑛種別鑛夫一萬に對する死亡者重傷者輕傷者數累年比較(大正九年)

年次	金 屬 山			石 炭 山			石 油 其 他 非 金 屬 山			合 計		
	死亡者	重傷者	輕傷者	死亡者	重傷者	輕傷者	死亡者	重傷者	輕傷者	死亡者	重傷者	輕傷者
大正五年	112	470	2,187	336	700	5,147	116	322	1,035	176	626	4,175
同 六年	135	762	1,983	255	1,538	4,966	105	626	1,259	203	1,004	3,692
同 七年	132	763	1,793	237	1,700	4,685	198	868	780	47	1,210	3,532
同 八年	158	865	2,892	227	1,833	5,309	229	707	777	334	1,066	4,684
同 九年	127	955	2,836	289	1,400	5,054	58	677	921	23	958	4,492

更に變災回数に就て見るに鑛夫一萬に對 生命を失ふものも亦之れに依るもの最も多 示してゐる。今變災回数の累年比較、變災 する變災回数は石炭山最も多く金屬山之れ 實に全死亡者の三割二分一厘を占め之れ 事故による死亡者の累年比較を挙げれば次 に次ぎ、變災事故の最も多きは落磐にして に次では瓦斯炭塵爆發にて三割一分六厘を の如くである。

坑内坑外別鑛夫一萬人に對する變災回数累年比較(大正九年)

種 別	大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		大正九年	
	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外
金 屬 山	3,185	2,888	2,163	1,959	2,044	2,054	3,080	2,292	3,696	2,375
石 炭 山	8,568	2,246	6,153	1,826	5,660	2,186	6,337	2,097	6,073	1,836
石 油 山	—	—	—	1,100	—	832	—	852	—	983
其他非金屬山	—	—	951	3,177	731	2,196	569	1,383	727	1,102

重ナル變災事故ニヨル死亡者累年比較(大正九年)



年次	落		鑿		坑		車		器械の爲		瓦斯炭塵爆發		鑛車又は架空索道の爲	
	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合	回数	總回數に對する割合
大正五年	四、七〇三・〇八	三二・八五・一〇	一三、八七二・〇九	五〇・八二	三、〇〇三・〇〇	二〇・二六	一	二〇・二六	一	一	一	一	一	一
同 六年	五、五三三・〇九	三三・七三・九四	一七、五七二・〇六	一〇〇・一四	三、〇七〇・〇九	一六・〇八	一	一六・〇八	一	一	一	一	一	一
同 七年	六、七七三・三三	三三・七四・〇一	一九、一五四・一一	一〇五・一四	三、三二〇・〇八	三三・〇三	一	三三・〇三	一	一	一	一	一	一
同 八年	七、七七三・〇二	三三・七四・五九	二二、七七一・一三	一三七・一〇	二、九七〇・〇四	一四・〇五	一	一四・〇五	一	一	一	一	一	一
同 九年	七、三二二・〇八	三三・三三・二二	二〇、〇九一・〇四	一三〇・九二	二、五二〇・一一	三三・〇三	一	三三・〇三	一	一	一	一	一	一

第七 林業労働者概況

農商務省山林局の調査する處によると、

我國の林業労働者は其狀一様でなく、或は企業者と看做すべきものがあり、或は農業其他林業以外の事業より見れば企業者なるも林業上は労働者たるものがある。或は隣保相援け或は家族にて勞務に従事するものがある。

本編に於ては雇傭期間の長短に拘はらず賃銀を得て林業に關係ある諸事業に雇傭せらるゝ處の労働者を林業労働者と看做して之を取扱ふ事にした。

林業労働者の種類 林業労働者には林業を專業として他の勞務を兼業とするもの

と反對に林業労働を兼業とするものがある、勿論其種類、程度其他の狀態は地方により林業の作業種類等により相違あるも概論すれば、前者には一ヶ年又は之に近き期間を定めて一定傭主に雇傭せられる定雇と時々傭主を異にし又労働の中断を來たすことあるも前後を通じて専ら林業労働に従事するものとがある。定雇以外の專業者中にも同一種類の労働に従事するものと各種の林業労働に従事するものがある。普通同一地方に於ける林業の各種作業即ち造林、伐木、運材、苗圃、副産物採集等は時期により夫々労働の種類、需要等を異にするも略同一人の労働者が之れに従事してゐるのを常

とするが、林業の盛なる地方又は特殊の地方には終始主として同一種類の労働に従事するもあり、伐木、造材夫、流材夫、炭焼夫、搬出運材夫等であるが、其地方の事業小規模にて期間短き時は他地方に出稼することがあり、又同一地方にても天然林帯と人工植栽林帯とによつて此關係を異にすることがある。天然林帯は概して地元部落と遠く隔絶せるため略同一種類の労働に限定せる專業労働者が多い。

林業專業の労働者中一個年を通じて之に従事するものを除き他は林業労働以外に主として農業労働に従ひ、地方により漁業工業又は其他の雜業に従事する者がある。大





北沖鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長岐滋  
 海 見 崎 本 賀 分 岡 知 媛 川 島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野 阜 賀  
 道 繩 島 崎 本 賀 分 岡 知 媛 川 島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野 阜 賀

一、三三三	一、一八四	二、〇七八	八六三	一、四四六	一、〇四三	一、四九五	一、七四三	一、五二八	一、八八八	一、四三二	八三六	二、一八一	三、一五五	三、三三五	一、〇〇一	四、六四五	八五九	一、四〇三	一、〇五七	二、〇三六	七九八	六六一	一、三三三	一、七三三	九六〇
二、六、四四五	三、四五一	三、五三七	一六、〇九四	二、九九〇	二、〇四六	八、四六七	八、三四四	九、一八三	一一、三三八	九、二七五	八、九四六	一一、四一〇	五、一〇三	五、〇〇一	三、九八四	三、〇六四	一七、九七五	一、七、八〇三	一九、八九九	八、七〇三	八、四九四	一、三、三六〇	一、三、三六〇	一、三、三六〇	一、三、三六〇
一、六八〇	六八〇	一、五〇七	三、五六六	一、四三三	一、五三二	一、四六九	四三七	一、三四六	二、二二一	一、二〇八	一、四四八	一、〇六八	三〇一	四七三	三三二	一、六三八	一、一九六	一、九九四	二、四一七	九三〇	八三八	一、二九八	二、一七七	一、二〇〇	
二、九、四四七	四、三三五	一、二、六七三	二〇、五三三	三、二七九	一四、六三〇	一一、四三二	一〇、五二四	二二、〇五七	一五、二七七	一一、二九〇	一一、二九〇	一五、六五九	五、九五六	五、八〇八	四、七七〇	三、一三九	二〇、五七三	二二、九五〇	三三、二四六	一〇、四三〇	九、九八三	一五、九八〇	二〇、七七〇	一六、〇八二	
二二七	二〇四	一、二五六	二五九	九	三三六	一五五	二二一	二二一	二四七	二五二	一〇九	一九六	三一	一〇	六四	七三	二四六	二二八	三二〇	三〇六	九八	一三〇	三六五	二四〇	
二、六九〇	二、六七八	二、八七〇	七、五二七	七六〇	二、四三五	一、五七九	一、四九二	二、四六二	三、三三一	二、五八〇	二、〇四四	三、〇三三	八七五	一、〇一七	一、四四七	九、一九三	四、九八二	八、三三八	五、二二八	二、七三四	二、三三四	一、七八六	三、七七九	七、二〇〇	
四一六	一、六〇一	四二一	一、七四七	一三六	二二五	二三四	二八三	二八三	四六二	二八〇	六五六	三八二	五二	二二六	一三九	一、〇三八	四一六	一、〇八七	一、二六七	四一八	二五一	一九二	七〇八	四八〇	
三、三三三	四、四六三	四、五三七	九、五三三	八九五	二、八八六	一、九六八	一、四九二	二、九七六	四、〇四〇	三、二二一	二、八〇九	三、六〇一	三八三	一、一五三	一、六五〇	一〇、二九四	五、六四四	九、六三三	六、七〇五	三、四五八	二、五八三	二、一〇八	四、八五三	七、九二〇	
五七九	三三八	五〇	九三	四〇	二五	六八	一〇七	一〇七	一九七	五四	六六	三〇	四	二二	二〇	三四四	三九	三六八	三七九	三〇	八五	一四三	一三一	六〇	
三、三、三四九	九、〇四六	一六、二六〇	三〇、〇四五	四、三三四	一七、五三一	一三、四六七	一一、〇一六	一五、一四〇	一九、三三九	一四、九六〇	一四、〇九五	一九、二九〇	六、三四三	五、四一	一〇、四〇二	四三、七七七	二六、二五六	三三、九五	二九、三三〇	一三、九一八	二、六五一	一八、二三三	二五、七五三	二四、〇六二	
二、九二二	二五七	七八四	一、二四九	一三八	二六六	二六六	六四〇	一一、二一九	一、六二六	四七三	一、〇八八	三三六	二四	一九〇	二四八	一、五八八	一、〇五八	七五一	二、五八〇	一、八四三	五二八	二、三〇〇	二、二二五	七〇三	
五、七七七	四九〇	一、六四五	三、七二七	一九一	一、〇八六	一、九三八	一、二九九	二、七四八	三、九二四	一、二一五	一、三四五	一、二八二	五三四	七八八	七五七	三、一四六	一、九六四	三、二〇五	二、三五八	二、七六〇	一、〇八八	三、三〇六	三、四六〇	一、四七三	
二、四、六六〇	八、二九九	一三、八三一	二五、〇六九	三、八八五	一五、二六六	一一、二六三	一〇、〇七七	一一、一七三	九、一四三	一三、七八九	一一、六六二	一七、六八二	五、五八六	四、〇八九	六、四〇六	三、九三九	二、九六二	二、九六二	二、四、三九二	九、三三五	一一、〇四五	二、六三七	二〇、一六八	二一、八八六	
三〇、四三七	八、七八九	一五、四七六	二八、七九六	四、〇七六	一六、三三三	一三、二〇一	一一、三五六	一三、九二一	九、六七一	一七、七〇三	一四、四八八	一三、〇〇七	六、二九	四、八七七	六、七七	一〇、一五四	四二、一八九	二五、一九八	三三、二〇〇	二六、七五〇	一一、〇七五	一五、九三三	二三、六二八	三三、三五九	



計	四七、八五〇	四六、三〇五	五〇、〇三七	五四、一九一	八、二八三	一三、三三三	一七、七七〇	一七、一八九	四、三三三	七五、七九	四三、四三三	八九、〇三七	五八、三〇	六四、三三
百分率	六・九%	五・五%	六・九%	六・八%	一・二%	一・六%	二・四%	二・〇%	〇・二%	一〇・〇%	五・七%	一三・四%	八・七%	九・三%

備考 一、本表は雇傭期間の長短に拘らず賃金を得て林業（林産物加工中工場経営に属するものを除く）の労役に雇傭せらるゝを例とする者の人頭數

- 二、定雇は半歳以上引續き雇傭せらるゝものとす
- 三、老年とは満六十歳以上、成年とは満十六歳以上六十歳未満、少年とは満十四歳以上十六歳未満、幼年とは十四歳未満とす
- 四、専業とは専ら林業労働に従事する者、兼業とは他の業務の傍ら林業労働に従事することある者とす

林業労働者の移動 林業労働者の移動は 數は極めて僅少である。 待ちて二三箇月乃至六七箇月の長きに達す

同一地方に於けるものと他地方に對するも 林業の作業時期 林業は季節によりて左 なるものであるが事業の規模大にして運材機 のとあり前者は雇傭主を變更する場合と轉 右せられるものであつて、それは殆んど其 關の完備したものにあつては季節的關係少 業の場合とにて、轉業に屬する場合の方が 特色と云つて差聞ない。今其作業時期を見 一箇年を通じて行はれることがある。

多く、後者は勞力の過不足、賃銀の相違、 小により趣を異にし、造林、苗圃事業にあつ 業種類により、事業者により夫々多少の差 特殊技能等の關係から附近町村又は郡内、 には兼ねて午睡をするものなどもあつて一 或は郡縣を超えて遠隔の地方に移動する場 合にて、地方及び労働の種類によつて夫々 違あるけれども、大部分晝間労働であつて 趣を異にしてゐるが、概して造林、苗圃、森 行ふことがある、其期間は共に一箇月内外 大抵日出時より日没時の間、又は之に近き 林副産物採集等の労働者は移動少く且つ範 係少き故適宜勞力關係を考慮して行はれて 圍も狭少なを常とするが、伐木、造材、流 居る。製炭は秋季より冬季に至るを常とし 材、運材夫は他郡、他縣に亘つて廣く移動す ることがある。其移動は概して周期的で一 時に四季に亘るものもある。斫伐にあつて 事業を終へ年内又は翌年歸郷するを常とす は降雪多き地方は通常夏季より冬季に亘つ 概に論ずることは出来ないが、一日の労働 するが時として二、三年間出稼地に留まり、甚 して伐木造材を行ひ、冬、春兩季に積雪を利用 時間は九時間半乃至十三時間、休息時間は しきは其地に定住するものがある。然し其 して搬出を行ひ、流材は春季河川の増水を 一時半乃至三時間にて正味労働時間は



八時間乃至十時間であらう。夜間勞働は特殊の場合にて製炭夫、運材夫、放流堰番人等が事業の都合上、時として行ふ位にて、しかも其時間も數時間内外にて徹夜勤務をするやうな事はないといふ。尙ほ性別、年齢によつて勞働狀況を見ると造材、斫伐事業は大部分男子勞働者によりて行はれるが、時に運材夫に女子を助力者として使ひ、柚夫に夫婦者を見ることがある。之れに反して苗圃事業は女子を使用すること多し、其數男子を超過してゐる。製炭事業に至りては男子のみと、女子其他家族と共稼するのであつて斫伐造林を通じ少部分に於て行はれて居る。次に賃銀額を見るに、上述の如く林業勞働者には功程拂、事業請負拂、日給拂の別あり、又技能の良否、勤惰によりて賃銀に差等あり特に功程拂に於て著しく異なり、又地方により場所により夫々異なる故概括的に推算すること困難であるが、我國有林事業に従事せる主要勞働者の賃銀一日一人當りは次の如くである。

つては男子のみと、女子其他家族と共稼するものとあつて地方により其狀を著しく異にしてゐる。又一般に成年者を使用するが苗圃事業には老年者及幼少年者を使用することが多い。

賃銀 先づ賃銀支拂方法を見るに、地方により作業種類により趣を異にしてゐるが大體に於て功程拂、(出來高拂)、事業請負、我國有林事業に従事せる主要勞働者の賃銀一日一人當りは次の如くである。

大林区	柚夫		製炭夫		運材人夫 (荷馬車曳)		運材人夫 (下口曳)		造林人夫 (男)		造林人夫 (女)		苗圃人夫	
	七年	八年	七年	八年	七年	八年	七年	八年	七年	八年	七年	八年	七年	八年
青森	1.60	2.03	1.30	1.66	4.08	4.04	1.55	1.66	0.55	1.66	0.43	0.76	0.46	0.69
秋田	1.55	2.18	1.33	1.97	4.02	3.86	1.55	2.33	0.79	1.22	0.47	0.55	0.53	0.66
東京	1.66	2.20	1.66	2.55	4.07	5.80	2.09	2.83	1.09	1.42	0.55	0.98	0.50	0.80
大阪	2.33	2.57	1.84	2.24	4.03	4.04	2.23	2.72	1.24	1.52	0.76	0.94	0.75	0.87
高知	2.55	2.51	1.34	2.04	2.55	3.18	1.99	3.15	0.95	1.17	0.62	0.66	0.50	0.66
熊本	1.66	2.36	1.19	1.91	2.33	5.55	2.52	3.72	0.88	1.33	0.55	0.84	0.56	0.66
鹿兒島	1.87	2.30	1.26	1.66	3.81	5.30	1.99	2.66	0.66	1.43	0.66	0.66	0.56	0.80
平均	1.82	2.30	1.43	2.03	3.75	4.67	2.02	2.77	0.99	1.26	0.66	0.79	0.66	0.77
八年の七年に對する騰貴率	27%	42%	25%	38%	43%	42%	57%							

摘 要

青森、巖手、宮城縣平均  
 秋田、山形、巖手縣平均  
 千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉、長野、新潟、山形、福島縣平均  
 岐阜、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、三重、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、廣島、山口、島根縣平均  
 高知、香川、愛媛縣平均  
 熊本、長崎、福岡、佐賀、大分縣平均  
 鹿兒島、宮崎、大分、沖繩縣平均



林業労働者團體 勞資對抗の意味から云ふと、我國に於ては林業労働者には殆んど労働組合と稱すべきものは無いと云つて差がない。林業地方として有名な秋田縣の仁鮎國有林、靜岡縣天龍川流域、奈良縣吉野川流域に林業労働團體なるものがあるが同業組合的のもので階級意識に立つたものではない。

要之我國の山林労働者は殆んど兼業者より成り専業者は極めて少く全労働者の二割弱を占むるに過ぎない、従つて此れに關する問題は社會問題として獨立的に取扱ふべきものであるか否かは疑問であると考へられる。寧ろ當然農業問題として考察すべきものであらう。

### 第八 漁業労働者概況

漁業労働者とは廣義に於ては、漁撈、養魚、水産製造業に従事するものであつて、男女老幼何れを問はない、又従業者の家族或は他に獨立の職業を有し漁業季節にのみ之に従事する人達でも、一定期間上述の如き企業に従事する間は漁業労働者である。

其れ故必ずしも雇傭主に對する被傭者の地位にある者に限らないのである。之を狹義に解すと、(イ)労働契約の下に勞銀を對價として漁撈、養魚、水産製造業に一年中労働を提供する者、(ロ)一定期間他の産業に従事し或は他の職業は有して居ないが漁業期中のみ(イ)と同様の労働條件にて労働を提供する普通の労働者階級に屬する者、及び、(ハ)小規模の漁業者であつて平常は主として獨立の漁撈、水産製造業に従事してゐて、只一定季に他の漁業者に労働を提供するものとしてである。従つて(ハ)に屬する者は理論上、獨立の漁業者と看做さるべきであるが、事實は漁業労働者として考へるのが適當である。

約言すれば狹義の意味の漁業労働者は一般労働階級に屬して自己の労働によつて主として生計を立て、居るが、一年の大部分若くは或漁業期の間、勞銀を得る契約の下に漁業に従事する者である。通常此種の漁業労働者は漁夫と呼ばれる。本項に於ては之を「純労働者」其他の漁業労働者を「其他の労働者」と區別し、尙ほ雇傭時間の關係から此兩者を日傭、季節雇、定雇の三つに區別する。

#### 全國漁業労働者の數 (農商務省水産局調査)

(其の一) 大正九年十二月末現在

労働者の種別	男			女			計
	老年及成年	少年	幼年	老年及成年	少年	幼年	
日雇							
純労働者	五五、四七九	一〇、七二六	三、六六七	二二、八五〇	三、六六七	一、八三三	九五、五二五
其他労働者	五八、〇八八	一〇、三三〇	五、二六八	五三、六八八	九、二六八	三、五三四	一三四、六八八
季節雇							
純労働者	二四七、八八四	一七、三六七	二、三三三	一九、〇九〇	二、三三三	三、七三九	二九〇、四五三
其他労働者	八五、一五〇	六、九二五	二、一九九	二五、一九九	三、一七七	一、七七七	一一三、二四八
定雇							
純労働者	六二、二四二	六、二五一	一、四〇八	八、三三三	一、四〇八	六二〇	七七、七四三
其他労働者	五二、四三三	六、八五四	一、六五〇	八、四三〇	一、六五〇	九三	六六、五九〇



僕	計	五五、二九五	五、一三三	一三六、七〇〇	二、五五二	二、五五六	七九、三三六
		六、一〇五	一、八三七	八、六三四	二、六五七	九四六	二〇、一七九
總	計	五五、四〇〇	五、九七〇	一四七、三三四	二四、二〇九	三、五〇二	八〇九、四一五

(其ノ二)

純労働者	計	九五、五五	二九〇、四五三	七、七四三	四三、七二〇	三三、五五六	三三、五五六
		一四、六八八	二二、三四八	六八、五九〇	一四、三三三	七九、二二六	七九、二二六
其他労働者	計	二二〇、二〇三	四二、七〇〇	一四、三三三	一四、三三三	一四、三三三	一四、三三三

(其ノ三)

純労働者	計	三六、六〇四	三三、三三四	五、二七三	七、四七七	六、一四三	四三、七二〇
		一四、六六一	三、八九九	八七、四三七	一四、〇九五	五、四二四	三三、五五六
其他労働者	計	五五、二九五	五、一三三	一三六、七〇〇	二、五五二	二、五五六	七九、三三六

備考

- 一、漁業労働者とは雇傭期間の長短に拘はらず賃銀を得て漁業に雇使せらるる者を謂ふ  
簡單なる工程の水産製造業に従事する者は之を漁業労働者と看做せり
- 二、日雇とは一日を単位として又は仕事高に依りて賃銀を定め且日毎に雇傭せらるる者、季節雇とは漁業に際し旬、月又は一漁季等を単位として賃銀を定め且旬、月又は一漁季を一季として雇傭せらるる者、定雇とは一漁季以上を一季として雇傭せらるる者及豫め雇傭期間を定めず雇傭せらるる者、僕婢とは漁業者の家事に専ら従事する者を謂ふ
- 三、少年とは満十四歳以上満十六歳未満、幼年とは十四歳未満の者を謂ふ

(イ)に屬する漁業労働者は純労働者階級 活を續けて居るのである。大部分は船頭に代表するものであつて、殆んど一年中或 從つて、或は數人一團となつて労働を需要 地方に於て、若くは一漁業地から他の漁業 する地方に仕事を求めて行くのである。然 地へと漁業季節中移轉して漁業労働者の生 活大抵の場合、雇傭主と労働者とが長い間

知り合つてゐるのを常とし、労働者の衣食は概ね雇傭主から給せられる。勞銀の點に就て云ふと、前借をして一部分は家族の費途に充て、一部分は労働者自身の費用に充てるのである。

(ハ)に屬する者は平常は小規模の獨立企業者である故、前述の者に比すると其生計状態稍安固ではあるが、彼等は小漁村を作つて漁業を營む者故、暮し向きがさして良い方でもなく大抵は自己の労働に汗を流して生計を立て、居るのである。然し漁業を自己の計畫に従つて營むこととて純労働者よりは多少の収入を餘計に得てゐる。副業としては農耕、林業等を行つてゐるが、繁忙な漁業期中だけは、漁業労働者として出掛けて行くのを常としてゐる。

近來漁業組合の發達と共に此等漁業労働者の生計状態は著しく改善されたが、貯蓄心頗る薄く、ために災害の場合には貧乏のどん底に陥り救済の必要を生ずる状にあるのである。

教育方面は最近向上して初等教育を受けた者が多い。宗教心、迷信等は何しる自然



を相手にして船底一枚を運命の綱として生活してゐることゝて他の何れの労働者よりも強いのは當然であらう。従つて又風儀も他の労働者に比すると一般に紊れてゐると云はなければならぬ。

漁業労働者の労働状態は労働の種類により、労働者の種類により一様でない。今労働時間、労働賃銀等に就て略述すると大體次の如くである。

労働時間 漁業労働は性質上、時間を決めてやれないが、然し漁業の種類により地方により、大體労働時間の一致を見てゐる。例へば、沿岸及近海漁撈は天候さへ許せば、漁夫は夜明に出帆して日暮に歸帆し、若しくは夕方出掛けて夜中漁撈に従事し翌朝夜明前に歸つて来る。或は夕方漁場に出掛けて行つて網を張つて歸り、翌朝早旦に出掛けて行つて網を上げるものがある。或は漁業期中毎日早旦に起きて一日三回一定時に網を引き、其餘の時間は種々の準備事業に従事するものがある。深海に於ける漁撈に就て見ると、「鱈漁」は通常五月初から十月末まで続き、凡そ四ヶ月は漁場に留まり、

合計百日或は其れ以上に亘るのである。毎日夜明けに起き（北緯五十一度にあつては夏季は日出午前三時にて日没は午後九時である）朝食後直ちに仕事に従ひ、夕食頃一日の仕事を終るので休息時間は夜も極めて少ない。食事は一日四回、午前十時、十一時、午後四時、十時に執るのである。彼等は又一定賃銀の外收穫高の歩合を貰ふのである。次に「トロール漁業」は出港してから歸港するまで一漁撈に約十二日掛る、そして一ヶ月二回乃至三回出掛け漁具を一日五回使用し、終日終夜働くのであるが水夫は四時間、機関夫は三、四時間で交替する。歸港すると半日或は一日休息して他の方面に出漁する。此場合にも勿論、賃銀の外、幾分の歩合を貰ふのである。露西亞沿海州及びカムチャッカに出漁する場合には、三月と四月の間、及び、五月と六月との間に出掛けて、八月と十月とに歸つて来るのであるが、實際に漁撈に従事するのは平均、一ヶ月乃至一ヶ月半で、午前五時に起床して一日三回乃至十回以上網を下すのである。

斯く漁夫の労働時間は大漁の時は日夜續働で得るよりも一般に高額である。毎けさまに働き然らざる時は仕事の閑散な時が休息の時である。一定休日としては盆季節、新年、及び祭日があるばかりで、地方により、神教或は佛教の如何により異つてゐるのである。

賃銀 漁業労働者雇傭契約の種類に就て一言すれば、之れに三種類がある。即ち季節雇、定雇、日雇で、其中季節雇が主要部分を占めて居る。季節雇は全漁撈期を單位として雇傭されるものであるが、期間の長短は漁撈方法によつて異なり、露國沿海州、カムチャッカに於ける鮭、鱈漁の場合、或は遠海漁業の場合の如きは最も長く、平均六ヶ月から八ヶ月に至り、近海漁業は最長期にて五、六ヶ月、最短なるは一、三ヶ月に過ぎない。定雇は一定協約の下に期間を制限することなく雇主に労働を提供するもので俸給、歩合分け、或は兩者を合せたものを協定して働くのを常とする。日傭は主として補助労働者であつて漁業地の附近から必要に応じて一時的に傭はれるのである。主として魚の陸上げ、配達に従事し賃銀は他の労働で得るよりも一般に高額である。



本邦漁業にあつては純雇傭関係による労働賃銀の支拂方法は殆んど採用されて居ない。一般に漁業労働者は企業の分前を受け、或は一定標準の下に所謂利潤の歩合分けの方法によつて支拂を受けるのである。従つて漁業労働に従事する者は雇傭主との関係に於て單なる労働者と看做すわけに行かない。其ればかりでなく彼等の報酬中には賃銀の外に種々の手當が含まれてゐるのを常とする故、狹義の賃銀なる見地から之を解するものは適當でない。漁業は海上で作業をするものなる故難破の虞なしとしない。故に漁夫が海上に出て漁撈に従事して居る間に其家族の生計の保障、遭難の場合生残者の救済等が傭主に委ねられてゐる。かるが故に傭主と労働者との關係は特殊なものであつて工業に於ける傭主と労働者との關係とは著しく趣を異にし、寧ろ協力企業を以て目すべきであらう。其れ故漁業にありては利潤分配制度は既に長期間行はれ根據の極めて深いものである。静岡縣焼津の鰹漁業に於て行はれてゐる制度は其の最も顯著なるものであらう。該地に於ては漁業に加入

してある労働者に利潤を分配するばかりでなく、労働者の家族にも老幼扶助のため一部分分配される。又病氣其他の理由で労働不可能の場合、特に遭難のため労働者が死去したる場合其家族扶助のため給與を爲す等の救済的規定がある。

災害 大正八年末に於ける本邦漁船数は卅八萬四千艘であるが、一年間に於ける遭難船は平均一千艘、之れに原因する死傷者數八百十人で決して少ない數ではない。今大正四年以來の數を挙げれば次の如くである。

年次	遭難船數	遭難労働者數	死傷者數
四年	七七一	三、七六二	八九四
五年	八七一	三、七二一	七三二
六年	九七六	四、九五五	一、二二五
七年	一、三四六	二、四七一	五六七
八年	九八二	三、〇五九	七六八
平均	九八九	三、五九三	八一六

右の如く遭難船數の割合に遭難労働者數の少いのは本邦に於ける漁業が小舟によつて行はれて居ることを示すものであつて、實際遭難船の多數は廿噸以下のものばかりである。而して事故は二月、三月、四月、十

二月に多く生ずる。

最後に特記しなければならぬのは蟹女の事である。漁業に従事する婦人は海中に潜りて魚、貝、海草類を聚集するものと、陸上で水産品製造場に働くものとの二種に分たれて居る。前者は所謂蟹女で本邦獨特のものである。蟹女は志摩國と朝鮮濟州島を中心として働き、十四五歳から六十歳迄の婦人で、志摩にありては其數二千四百九人（大正三年）に及んで居たが、最近供給過多を告げ、従つて毎年約三百人は朝鮮に、約二百人は紀伊國に出稼に出掛ける。蟹女の作業期は四月から十一月までの八ヶ月間であつて、労働時間は四、五月の間は午前九時から午後四時迄であるが正味の働く時間は四、五時間である。六月から九月に至る間は一日六、七時間労働をする。一回の潜水時間は卅秒乃至三分間であるが平均すれば一分間位であらう。

雇傭關係は仲介人の手を通して結ばれるのであるが、仲介人は常に傭主と蟹女の間立つて契約を結ぶばかりでなく、契約期間中其労働を監督するものである。其れ故、



仲介人の仕事は一見有用で機宜に適へるやうに思はれるが其實は然らずして、傭主と組んで蚕女に都合の悪い契約を取りきめるのである。其結果最近に至り蚕女組合を組織して、之れに抗するやうになつて來た。

### 第九 職工災害

#### 大正九年度京都府工場災害

數

大正九年に於ける京都府管内の工場災害數は府警察部工場課の調査する處によると死亡者は男四名女一名計五名にして原因は調帶ベルトによるもの男二名轉子によるもの男一名、電氣によるもの男一名、爆發性によるもの女一名である。重傷は男四十五名、女十名計五十五名で原因は男女を通じて轉子によるもの最多にして十名に上り次は齒車によるものにて七名、調帶、切斷機によるもの各四名である。輕傷は男五百五十名、女二百五名、計七百五十五名、原因は男女を通じて物體墜落によるもの最高を占め九十三名に上り次は工具によるものにて七十二名、齒車に因るもの六十名、火傷四十二名、調

帶によくくるもの、轉子によるものは各四十名である。一體に運轉中の機械及動力傳導装置に因るものが多い。

#### 大正九年度兵庫縣工場災害

數

同縣工場課の各工場よりの報告によりて調査したる工場災害數は次の如くである。

業 別	死亡		重傷		輕傷		合計
	男	女	男	女	男	女	
染織工業	三	〇	三	〇	三三	三六	三九
機械器具工業	二	〇	七	〇	四三	四二	四四
化學工業	〇	〇	二	〇	三三	三三	三五
飲食物工業	〇	〇	〇	〇	三七	三七	三七
雜工業	〇	〇	六	〇	四三	四三	四九
計	五	〇	二二	〇	一四三	一四三	一六五

福岡縣八幡製鐵所に於ける業務上の負傷者と天候との關係とを同所附屬病院に於て調査したるが、之れによると大正八年間に一萬二千七百五十三人の負傷者を出し、身心共に弛緩した半晴曇天の日に負傷者最も多く半晴の日は一年中二十六日にて負傷者九百九十九人、曇天百十九日に負傷者四千三百十一人ある。しかも晴天百十六日間に四千百一人、雨天九十二日間に二千九百四十二人、降雪九日間に二百六十九人になつて居る。今之れを大正五年度と比較表記すると次の如くである。

天 候	大 正 五 年			大 正 八 年		
	日 數	負 傷 者 數	平 均 一 日	日 數	負 傷 者 數	平 均 一 日
晴 天	一五三	四、九七〇	三二・五	一一六	四、一〇一	三五・三
雨 天	六九	二、一五三	三一・二	九二	二、九四二	三一・九
半 晴	三五	一、〇五四	三〇・一	二六	九九九	三八・四
半 曇	二九	八八五	三〇・五	四	一三一	三二・七
降 雪	一四	三五二	二五・一	九	二六九	二九・八
曇 天	六五	一、九五六	三〇・一	一一九	四、三一	三六・二
計	三六五	一一、三七〇	三一・一	三六六	一二、七五九	三四・八

合 計 男 一四一、六九九 一、八七三  
女 〇 八 三六 三四

#### 八幡製鐵所の職工災害調査



## 工夫の災害

### 熱海隧道崩壊

四月一日午後四時四十分静岡県熱海町熱海線丹那山東口大隧道内約百五十間奥に當る煉瓦巻工事の境目にある支柱を取外したる途端大響響と共に岩石崩壊して折柄作業中の煉瓦巻工夫は重傷を負ひながらも辛じて入口に逃れ出でたが其附近にあつた六名の工夫及其奥に墜鑿中の四十二名の工夫は何れも生埋さなつて生死不明を報ぜられ熱海は上を下への大騒ぎを演ずるに至つた、鐵道省當局も大に驚き多數の工夫を督して殆んど晝夜兼業の状態にて救助孔發掘工事を急いで居たが容易に進捗せず埋没後八日を経て四月八日午後十一時二十分漸くにして生存職工十七名を救助するに至つた。是等十七名の遭難者は埋没後八日間全く一粒の米をも口にせず自分達が穿いて居た草鞋を食つて露命を繋いで居たのであつた。しかし埋没者の一人なる鐵道工業會社技手飯田清太氏の沈勇な動作が如何に生還に與つて力あつたかは氏が他の十六名のことを鼓舞しながら日誌を誌して居た事によつてもほい窺知し得るだらう。

### 猪苗代水電(福島縣耶麻郡檜原村)

水路なるトンネル二百四十間の工事中四月二日午前十一時半頃凡そ八間程の箇所突然崩壊し工夫九名を埋没したが附近の消防組相集り極力發掘に従事して漸く一名を救出したるの

みにて遂に八名の慘死者を出した。

## 炭坑に於ける災害

### 峰地炭坑(福岡縣)

二月廿三日午後十時半坑内舊左斜坑道にて百五名の坑夫が従業中突然瓦斯爆發し火は坑内一面に燃え擴がり大火災を起すべく見えながら瓦斯の燃え盡すと共に消火したが死傷者は廿一名あつた。

### 高島炭坑(長崎縣西彼杵郡)

三月卅一日午後一時突然瓦斯爆發し坑夫八名重傷を負うたが中四名は四月四日遂に死亡した、原因は通風装置不完全なる處に於て安全燈から引火したものである。

### 桐野炭坑(筑前鞍手郡宮田村)

大正五年十二月中坑内瓦斯爆發して以來坑内の復舊工事をなすと共に死體の收容に努めて居たが本年四月に入り九名の死體を發見收容したが之れにて總計百卅七名の死體を收容した譯になるが尙坑底に残存する死體は百七十八名ある筈である。

### 小松炭坑(福岡縣田川郡後藤寺町)

四月十八日午後五時頃坑口より約三十間の左三片、中元寺川底に當る坑道にて俄然天井墜落して土砂岩塊が坑道を埋め坑内作業中の坑夫四十名は一時危機に類したが漸く事なく救助された。越えて五月七日午後二時半頃此崩壊場所より程遠からぬ岩下右三片(中元寺

川の中央)が長徑十間短徑五間餘の大楕圓型に天井墜下して連日の雨に滿々と増水して居た中元寺川の濁水は直徑約五間の大渦捲きを起して逆流を始め轟音を立てながら坑道を傳うて八方に擴がり猛烈な勢で浸入し、入坑中の坑夫百七十二名先を争うて脱れたが終に十五名の死者を出すに至つた。

### 新浦炭坑(山口縣吉敷郡西岐波村)

十二月卅日午前、坑口を距る百五十間、海岸を距る百十間の箇所にて徑三間大の陥落を生じ約卅分間で坑内は海水に滿たされ、二百餘名の在坑者中、保安係事務員藤井忠穂外卅三名(内女十五名)は避難することを得ず遂に慘死した。

### 神之浦炭坑(福岡縣嘉穂郡穗波村)

十一月十五日午後七時頃坑口を距る約四百間右七片の箇所にて瓦斯爆發し坑内事務員其他卅一名の死傷者を出したが中十四名は死亡した。遭難者の手當として、労働者遺族普通扶助一人當り平均日收の百七十日分、特別扶助一人當り平均三百圓(但し家族數に依り多少の差あり)、葬儀料家族所有者一人五十圓獨身者卅圓を給與した。

## 工場災害に關する新判例

甲(十九歳)は大阪市西區市岡町市岡工場(橋梁製造所)に雇はれ大正八年十月卅日同職工乙外一名と長さ六十呎の鐵橋材に穿孔



作業中乙外一名が非常の速力にて回轉せる電氣モーター穿孔器を携へた儘、作業に餘念なき甲の背後を通抜けんとして甲の臀部に前記穿孔器を引かけたため衣類を同器に捲込まれ上腰部を捩切られ重傷を負ふに至り乙等は過失傷害罪で大阪區裁判所で處罰さるゝに至つたが使用人の過失は其雇傭者に責任ありとの民法の法文により甲の父丙は親權者となり森勘七辯護士を代理人として横河橋梁製造所取締役丁に對し一萬四千五百四圓の損害賠償の訴へを大阪地方裁判所に提起し久しく係争中の處五月五日佐藤裁判長から横河橋梁製造所は原告に對し金三千四百餘圓を支拂ふべしと職工に勝訴の判決を與へた、之れ作業方法の不完全から職工に損害を與へる場合傭主の對する抗争の判決としては最も新しい判例であり十分注意に値するものである。

### 第十 大正九年中に於ける工場法違反状態

司法省の調査に依ると昨九年中全國工場に於て工場法違反のため處罰せられたるも

#### 労働者状態

のは總數三百九十六名、違反件數五百八十一件で、其罰金額は一萬五千圓、科料額は八百圓に上つてゐる。右處罰中罰金の最高額は三百圓四件にて、次で二百八十圓一件、二百五十圓二件、二百圓三件、百五十圓三件、百圓六件の順序にて最低は拾圓である。其中二十圓最も多く百廿四件を數ふる。又科料は最高十九圓一件、十五圓之れに次ぎ最低三圓である。

今違反事件の内容及違反事件を業體別にすると次の如し、

#### 違反事件の内容

違反行為	件數
十二歳未満の者を就業せしむ	一一六
許可なく十歳以上の者を輕易なる業務に就かしむ	一
法定時間を超えて就業せしむ	五二
十五歳未満の者及女子を深夜就業せしむ	五
法定の休憩及休日と與へず	一二
十五歳未満の者及女子をして危険なる業務に就かしむ	一五
十五歳未満の者をして危険又は衛生上有害なる業務に従事せしむ	五
療養中賃金を給せず	一
職工名簿中に記載要項の記入を怠る	一
扶助規則の作製届出を怠る	一六

職工名簿の調製又は備付を爲さず	七八
毎月一回以上の賃金支拂を爲さず	四
認可を受けず職工の貯蓄金を管理す	一三
學齡兒童を雇傭し就學に關する事項の認可を受けず	五八
女工の周施に詐術を用ひたるもの	一
産後法定の期日を經過せざるものを就業せしむ	三
就業時間休憩及休日に關する事項を工場内の見易き場所に掲示せず	三九
扶助に關する事項の周知方法を講ぜず	一六
職工就業中疾病に罹りたるに醫師をして診斷せしめず	一
職工名簿の記載様式の定むる所に依らず	二
職工雇入に關する書類を工場に備付けず	一
工場管理人の解任又は死亡を届出せず	二
職工負傷疾病月報を届出せず	八
職工名簿の記載を怠る	一〇一
原動機を有する工場を設置し認可を受けず	一
定休の變更届を怠る	一
使用人員變更を届出せず	一
十二歳未満の者を雇入れ届出せず	一
許可に拘る就業時間を變更し且就業時間外に作業せしむ	一
幼年工を使用するも届出せず	三
就業時間を晝夜交替に變更して届出を爲さず	二
職工の健康診斷を爲さず	三



工場法の適用を受くるの事實發生したるに拘らず届出を爲さず	一
休日の變更を届出でず	三
寢室に規定以上收容して臥床せしむ	二
收容職工の氏名札を掲示せず又事實と符合せしめず	二
寢室の設備を爲さず	二
職工寢室の用具掛布團の襟を白布を以て覆はず	一
工場及寄宿舎に消火装置を爲さず	一
地方長官の許可を受けず原動機使用工場を設置す	二
工場法の適用を受くる工場を設置し乍ら知事に届出でず	一
法の適用を受くるに至れるも知事の認可を受けず	一
職工負傷を期間内に届出でず	一
計	五八
工業種類別違反工場	一
工業の種類	工場數
製糸業	七二
燃糸業	六
織物業	九二
組物編物業	二
機械製造業	一六
器具製造業	三
窯業	三八
漆器業	一
發火物製造業	二〇
製藥業	八
石鹼及蠟燭製造業	二

製穀製粉業	一
水産品製業	二
紙製品業	四
羽毛製品業	一
玉石牙骨介甲及角製品業	二
紡績業	六
製綿業	三
染色整理其他加工業	四
染織雜業	二
船舶車輛製造業	一
金屬品製造業	四
製紙業	七
製革及毛皮精製業	一
製油及製蠟業	一
護謨製造業	一
化學雜業	三
菓子製造業	一
印刷及製本業	二
木竹蔓莖製品業	〇
蘭苳麥稈木眞出業	五
雜の雜業	二
計	三九

附記  
 以上は司法省刑事局の調査に基きたるものなるが尙此の外當該監督官に發見せられ戒告を受けたる違反事件は多數に上るであらう。